



茨城県労働委員会年報

令和5年版

茨城県労働委員会事務局

～ 労使紛争の迅速・的確な解決を目指します ～

は じ め に

この年報は、令和5年1月から12月までの1年間における当委員会の活動の概要及び取扱事件の処理状況を取りまとめたものです。

令和5年に取り扱った事件は、集团的労使紛争に係る調整事件が5件、個別的労使紛争に係るあっせん事件が7件及び不当労働行為事件が2件となっています。

公・労・使の三者で構成されている労働委員会では、その特色を生かしながら、公正かつ迅速な事件の処理を目指し活動しています。

この冊子を通しまして、労使各位をはじめ、労働問題に関心のある方々に、労働委員会の活動内容を御理解いただきますとともに、良好な労使関係の維持・発展に多少なりともお役に立てれば幸いです。

令和6年2月

茨城県労働委員会

事務局長 松山 和規

第 48 期 委 員 (令和 4 年 12 月 1 日～令和 6 年 11 月 30 日)

公 益 委 員



亀田会長



石川会長代理



後藤委員



阿久津委員



鈴木委員

労 働 者 委 員



内山委員



高木委員



菅原委員



千歳委員

使 用 者 委 員



澤畑委員



曾根委員



加藤委員



堀委員



渡邊委員

退 任 委 員



関口委員
(R5. 11. 30 退任)

目 次

第1章 労働委員会の概要

第1節 労働委員会の構成	1
1 組 織	1
2 職務権限	1
3 委 員	2
4 あっせん員候補者	3
5 事 務 局	4
第2節 会議・研修	5
1 会議概要	5
2 研修概要	11

第2章 労働争議の調整

第1節 調整事件	12
1 概 況	12
2 取扱事件の概要	16
第2節 争議行為予告通知及び労働争議の実情調査	17
1 争議行為予告通知	17
2 労働争議の実情調査	18

第3章 個別的労使紛争に係るあっせん

1 個別的労使紛争関係の労働相談の状況	21
2 個別的労使紛争に係る労働相談会の実施	21
3 あっせん申請の状況	21
4 取扱事件の概要	25

第4章 不当労働行為事件の審査

1 概 況	26
2 取扱事件の概要	30

第5章 労働組合の資格審査

1 概 況	32
2 申請の概要	33

第6章 地方公営企業等の労働関係に関する法律第5条第2項の規定に基づく非組合 員の範囲の認定及び告示	34
第7章 再審査事件	
1 概況	35
2 事件の概要	35
第8章 行政訴訟事件	35
第9章 労働協約の地域的拡張適用	
1 概況	36
2 申立ての概要	36
3 小委員会の設置	36
4 小委員会における調査	36
5 総会における決議	37
6 決定	37
[資料]	
第1表 調整事件処理状況一覧表	54
第2表 主要要求事項別調整事件数	55
第3表 調整事件業種別一覧表	56
第4表 個別的労使紛争に係るあっせん事件処理状況一覧表	58
第5表 主要要求事項別個別的労使紛争に係るあっせん事件数	58
第6表 個別的労使紛争に係るあっせん事件業種別一覧表	59
第7表 不当労働行為事件処理状況一覧表	60
第8表 不当労働行為事件業種別一覧表	61
第9表 資格審査取扱件数一覧表	63

第1章 労働委員会の概要

第1節 労働委員会の構成

1 組 織

都道府県労働委員会は、労働組合法第19条、第19条の12及び地方自治法第180条の5の規定に基づいて、都道府県知事の所轄の下に設置されている行政委員会である。

その構成は、労働者を代表する委員（労働者委員）、使用者を代表する委員（使用者委員）、公益を代表する委員（公益委員）の三者からなり、委員の数はそれぞれ5人ずつ、総数15人である。

労働者委員は労働組合の推薦に基づいて、使用者委員は使用者団体の推薦に基づいて、公益委員は使用者委員及び労働者委員の同意を得て、知事が任命している。

委員会には、委員が公益委員の中から選出した会長及び会長代理が置かれている。

2 職務権限

労働委員会の職務権限は、労働組合法、労働関係調整法、地方公営企業等の労働関係に関する法律等に規定されているが、その主なものは次のとおりである。

- (1) 労働組合の資格審査を行うこと（労働組合法第5条、第11条）。
- (2) 労働協約の地域的拡張適用の決議を行うこと（労働組合法第18条）。
- (3) 不当労働行為の審査を行うこと（労働組合法第7条、第27条、地方公営企業等の労働関係に関する法律第4条）。
- (4) 労働争議のあっせん、調停及び仲裁を行うこと（労働関係調整法第10条～第35条、地方公営企業等の労働関係に関する法律第4条、第14条、第15条）。
- (5) 特別調整委員の設置について意見を述べること及びその人数に対する同意を行うこと（労働関係調整法第8条の2、同法施行令第1条の6において準用する同令第1条）。
- (6) 争議行為発生届出を受理すること（労働関係調整法第9条）。
- (7) 公益事業における争議行為予告通知を受理すること（労働関係調整法第37条）。
- (8) 労働関係調整法第37条違反の審査及び処罰請求を行うこと（労働関係調整法第42条、同法施行令第11条）。
- (9) 地方公営企業等の労働組合の非組合員の範囲について認定し、告示を行うこと（地方公営企業等の労働関係に関する法律第5条第2項）。
- (10) 事務を行うために必要があると認めるときに、出頭、報告の提出、帳簿書類の提出を求め、又は事業場への臨検、検査を行うこと（労働組合法第22条）。
- (11) 事業所において、同盟罷業又は作業所閉鎖に至るおそれの多い争議が発生しており、求職者を無制限に紹介することによって、当該争議の解決が妨げられることを公共職業安定所に通報すること（職業安定法第20条）。
- (12) 事業所において、同盟罷業又は作業所閉鎖に至るおそれの多い争議が発生しており、無制限に労働者派遣がされることによって、当該争議の解決が妨げられることを公共職業安定所に通報すること（労働者派遣法第24条）。

3 委 員

令和5年の労働委員会委員は次のとおりである。

第48期（任期 令和4年12月1日～令和6年11月30日）

（令和5年12月31日現在）

区分	氏 名	現職、() は前歴	任命年月日	備考
公 益 委 員	◎ 亀田 哲也	弁護士	平 30.12.1	再 3期
	○ 石川 和宏	(元茨城県労働委員会事務局長)	令 2.12.1	再 2期
	後藤 玲子	茨城大学人文社会科学部教授	令 2.12.1	再 2期
	阿久津正晴	弁護士	令 4.12.1	新 1期
	鈴木 健秀	弁護士	令 4.12.1	新 1期
労 働 者 委 員	内山 裕	日本労働組合総連合会茨城県連合会会長	平 30.1.1	再 4期
	高木 英見	日本労働組合総連合会茨城県連合会 労働相談アドバイザー	平 29.9.1	再 4期
	菅原 康弘	茨城交通労働組合執行委員長	令 2.12.1	再 2期
	千歳 益彦	全日本自治団体労働組合茨城県本部 執行委員長	令 4.12.1	新 1期
使 用 者 委 員	澤畑 慎志	(一社)茨城県経営者協会副会長	平 28.12.1	再 4期
	曾根 徹	(株)日立製作所人財統括本部エネルギー CHRO兼日立事業所事業所長	平 30.5.1	再 4期
	加藤 祐一	(一社)茨城県経営者協会専務理事	令 4.12.1	新 1期
	堀 延也	(株) ケーズホールディングス 取締役監査等委員	令 4.12.1	新 1期
	渡邊 敏幸	(株) カスミ 執行役員人事戦略部マネジャー	令 4.12.1	新 1期

◎ …… 会長 ○ …… 会長代理

・任期中の退任委員

氏名	在任中の職歴	備考
関口 喜一	情報産業労働組合連合会茨城県協議会議長	令5.11.30 退任

4 あっせん員候補者

(令和5年12月31日現在)

氏名	現職、()は前歴
亀田 哲也	弁護士 茨城県労働委員会公益委員
石川 和宏	(元茨城県労働委員会事務局長) 茨城県労働委員会公益委員
後藤 玲子	茨城大学人文社会科学部教授 茨城県労働委員会公益委員
阿久津 正晴	弁護士 茨城県労働委員会公益委員
鈴木 健秀	弁護士 茨城県労働委員会公益委員
内山 裕	日本労働組合総連合会茨城県連合会会長 茨城県労働委員会労働者委員
高木 英見	日本労働組合総連合会茨城県連合会労働相談アドバイザー 茨城県労働委員会労働者委員
菅原 康弘	茨城交通労働組合執行委員長 茨城県労働委員会労働者委員
千歳 益彦	全日本自治団体労働組合茨城県本部執行委員長 茨城県労働委員会労働者委員
澤畑 慎志	(一社)茨城県経営者協会副会長 茨城県労働委員会使用者委員
曾根 徹	(株)日立製作所日立事業所事業所長 茨城県労働委員会使用者委員
加藤 祐一	(一社)茨城県経営者協会専務理事 茨城県労働委員会使用者委員
堀 延也	(株)ケーブホールディングス取締役監査等委員 茨城県労働委員会使用者委員
渡邊 敏幸	(株)カスミ執行役員人事戦略部マネジャー 茨城県労働委員会使用者委員
松山 和規	茨城県労働委員会事務局長
清水 伸	同 次長兼総務調整課長
根本 克彦	同 審査課長

5 事務局

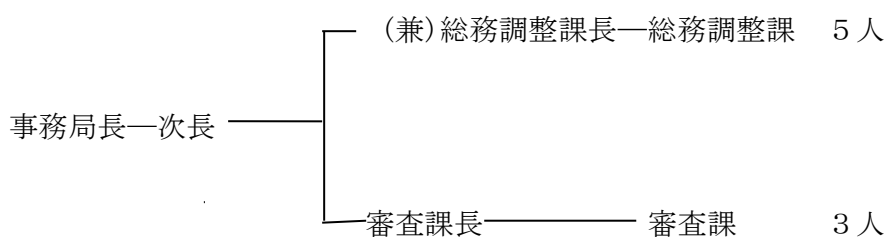
事務局には、会長の同意を得て都道府県知事が任命する事務局長及び必要な職員を置くこととされており（労働組合法第19条の12）、事務局の組織は、会長の同意を得て都道府県知事が定めることとされている（労働組合法施行令第25条）。

当事務局については、茨城県労働委員会事務局の組織等に関する規則（昭和37年茨城県規則第10号）により内部組織、事務決裁等必要な事項が定められている。

昭和61年4月以降は、総務調整課及び審査課の2課制となっている。

令和5年12月31日現在の現員は11人である。

○ 組 織（令和5年12月31日現在）



第2節 会議・研修

1 会議概要

労働委員会が開催する会議には、総会、公益委員会議等がある。

なお、総会は臨時に招集される場合がある。

また、このほかに、労働委員会相互の間の連絡を密にし、その事務の処理につき必要な統一と調整を図るための全国的、地域的な連絡協議会等がある。

(1) 総 会

委員全員で行う会議で、労働委員会規則第5条第1項に規定する事項を審議決定するほか、公益委員会議の決定事項の報告、あっせん、調停、仲裁に関する報告等、委員会の活動を総合的に把握し、適切な運営を期するために行われる。

総会は、原則として毎月第3木曜日を定例日として開催している。

<総会の開催状況>

回数	開催月日	付議事項等
1094	1.19 (木)	<ul style="list-style-type: none">・令和4年(調)第3号争議について(結果報告)・令和4年(調)第5号争議について(経過報告)・令和4年(個)第5号事件について(結果報告)・令和4年(個)第6号事件について(経過報告)・争議行為予告通知関係について・労働協約拡張適用に関する小委員会の結果について
1095	2.16 (木)	<ul style="list-style-type: none">・審査の実施状況の公表について・令和4年(調)第4号争議について(結果報告)・令和4年(調)第5号争議について(結果報告)・令和5年(調)第1号争議について・令和5年(調)第2号争議について・争議行為予告通知関係について・労働協約拡張適用に関する小委員会の結果について・公益委員会議の結果について
1096	3.23 (木)	<ul style="list-style-type: none">・令和5年(調)第1号争議について(結果報告)・令和5年(調)第2号争議について(経過報告)・争議行為予告通知関係について・労働協約拡張適用に関する小委員会の結果について・公益委員会議の結果について
1097	4.20 (木)	<ul style="list-style-type: none">・あっせん員候補者の委嘱及び解任について・茨城県個人情報保護に関する法律等施行規程について・令和5年(個)第1号事件について・争議行為予告通知関係について・労働協約拡張適用に関する小委員会の結果について・公益委員会議の結果について

回数	開催 月日	付 議 事 項 等
1098	5.18 (木)	<ul style="list-style-type: none"> ・労働協約の拡張適用について ・令和5年(調)第2号争議について(結果報告) ・令和5年(個)第2号事件について ・争議行為予告通知関係について
1099	6.22 (木)	<ul style="list-style-type: none"> ・労働協約拡張適用の決定について ・令和5年(個)第1号事件について(経過報告) ・令和5年(個)第2号事件について(経過報告) ・関東ブロック労働委員会三者連絡協議会の結果について ・全国労働委員会事務局長連絡会議の結果について ・全国労働委員会会長連絡会議の結果について ・争議行為予告通知関係について ・公益委員会議の結果について ・幹事委員会の結果について
1100	7.20 (木)	<ul style="list-style-type: none"> ・令和5年(個)第1号事件について(結果報告) ・令和5年(個)第2号事件について(経過報告) ・令和5年(調)第3号争議について ・争議行為予告通知関係について ・公益委員会議の結果について
1101	8.17 (木)	<ul style="list-style-type: none"> ・令和5年(調)第3号争議について(経過報告) ・令和5年(個)第2号事件について(結果報告) ・争議行為予告通知関係について ・公益委員会議の結果について
1102	9.28 (木)	<ul style="list-style-type: none"> ・茨城県労働委員会事務局処務規程の一部改正について ・令和5年(調)第3号争議について(結果報告) ・令和5年(個)第3号事件について ・令和5年(個)第4号事件について ・争議行為予告通知関係について ・関東ブロック労働委員会三者連絡協議会の結果について ・公益委員会議の結果について
1103	10.19 (木)	<ul style="list-style-type: none"> ・令和5年(個)第3号事件について(経過報告) ・令和5年(個)第4号事件について(経過報告) ・争議行為予告通知関係について ・公益委員会議の結果について ・幹事委員会の結果について
1104	11.16 (木)	<ul style="list-style-type: none"> ・令和5年(個)第4号事件について(結果報告) ・争議行為予告通知関係について ・公益委員会議の結果について ・全国労働委員会連絡協議会総会の結果について
1105	12.21 (木)	<ul style="list-style-type: none"> ・令和5年(個)第3号事件について(結果報告) ・令和5年(個)第5号事件について ・争議行為予告通知関係について ・茨城県公告式条例の一部改正について ・公益委員会議の結果について ・幹事委員会の結果について

(2) 公益委員会議

労働組合法第24条の2第3項の規定により公益委員の全員をもって構成する合議体で、労働委員会規則第9条第1項に規定する労働組合の資格に関する事項、不当労働行為に関する事項等を審議決定する。

原則として定例総会の日、それに先立って開催することとしている。

<開催状況>

回数	開催 月日	付 議 事 項 等
941	2.16 (木)	・令和5年(資)第1号の資格審査について
942	3.23 (木)	・令和5年(資)第3号の資格審査について ・令和5年(不)第1号事件について
943	4.20 (木)	・第89回関東ブロック労働委員会公益委員連絡会議の議題検討について ・令和5年度全国労働委員会連絡協議会公益委員連絡会議の議題について
944	6.22 (木)	・令和5年(不)第1号事件について
945	7.20 (木)	・令和2年(資)第1号の資格審査について
946	8.17 (木)	・令和2年(不)第1号事件の意見聴取(参与委員)について ・第90回関東ブロック労働委員会公益委員連絡会議の議題検討について
947	9.28 (木)	・令和5年(不)第1号事件について
948	10.19 (木)	・令和2年(不)第1号事件について
949	11.16 (木)	・令和5年(不)第1号事件について ・令和5年(資)第4号の資格審査について ・令和2年(不)第1号事件について(第1回合議)
950	12.21 (木)	・令和5年(資)第5号の資格審査について ・令和5年(資)第6号の資格審査について ・令和2年(不)第1号事件について(第2回合議) ・第91回関東ブロック労働委員会公益委員連絡会議の議題について

(3) 調停委員会

労働関係調整法第19条の規定に基づき、会長が指名する公労使各側代表委員又は特別調整委員で構成される会議で労働争議の調停にあたる。

平成19年に行われた以降は、事件がないため開催されていない。

(4) 仲裁委員会

労働関係調整法第31条の規定に基づき、公益委員又は特別調整委員の中から関係当事者の合意により会長が指名した3人以上の奇数の仲裁委員で構成される会議で労働争議の仲裁にあたる。

昭和43年に行われたのみで、その後事件がないため開催されていない。

(5) 小委員会

労働委員会規則第5条の規定に基づき、総会の議決又は会長の専決により会長が指名する委員で構成される会議で、総会の付議事項中特定の事項について調査、審議等を行う。

令和4年8月18日開催の総会の議決により、労働協約の拡張適用の申立てに係る小委員会を設置することとされ、次のとおり公労使委員各2名の委員が小委員会委員に指名された。

この小委員会は、令和5年中に計10回開催され、同年4月26日開催の第15回会議において小委員会報告書が取りまとめられた後、同年5月18日開催の総会の議決により廃止することとされた。

○ 令和4年9月1日～同年11月30日

(公) 木島会長、石川委員

(労) 内山委員、菅原委員

(使) 安田委員、澤畑委員

○ 令和4年12月9日～令和5年5月18日

(公) 石川会長代理、鈴木委員

(労) 内山委員、菅原委員

(使) 澤畑委員、加藤委員

(6) 連絡協議会及び連絡会議

労働委員会規則第86条の規定により、労働委員会相互の間の連絡を密にし、その事務の処理につき必要な統一と調整を図るため、公・労・使各側委員の三者構成による連絡協議会及び会長の連絡会議が、それぞれ全国会議、ブロック会議にわかれて開催されている。

このほか、公益委員連絡会議（ブロック会議）、事務局の事務局長会議（全国会議）、調整、審査各主管課長会議（全国会議）が開催されている。

<連絡協議会及び連絡会議の開催状況>

ア 連絡協議会

(ア) 全国

協議会名 (開催期日・場所) 出席委員	議題等
第78回全国労働委員会連絡協議会総会 (11/9～10 東京都文京区) (公) 亀田会長、石川会長代理 後藤委員、鈴木委員 (労) 高木委員、千歳委員 (使) 澤畑委員、加藤委員 堀委員、渡邊委員	1 個別あっせんにおける工夫・配慮、スキル向上の取組について (九州ブロック公労使) 2 労働基準法と密接に関連すると思われる調整事件の取扱いについて (中部ブロック公労使) 3 フリーランスに対する法政策：労働法・独禁法・フリーランス新法と労働委員会 (講演) 4 労働組合法第18条に基づく労働協約の地域的拡張適用について (中労委)

(イ) 関東ブロック

協議会名 (開催期日・場所) 出席委員	議題等
第150回関東ブロック労働委員会三者連絡協議会 (5/11～12 埼玉県さいたま市) (公) 亀田会長、阿久津委員 (労) 菅原委員、関口委員 (使) 加藤委員、堀委員	1 外国人労働者の労働相談及びあっせん申請について (山梨県) 2 派遣先企業を被申請者とするあっせんについて ※ グループ討議 (埼玉県)
第151回関東ブロック労働委員会三者連絡協議会 (9/11～12 山梨県甲府市) (公) 後藤委員、鈴木委員 (労) 高木委員、千歳委員 (使) 澤畑委員、渡邊委員	1 不当労働行為審査の手續における職権主義と当事者主義 (神奈川県) 2 副業・兼業に関する諸問題について (講演) (山梨県)

イ 連絡会議

(ア) 全国

会議名 (開催期日・場所)	議題等
全国労働委員会会長連絡会議 (6/9 水戸市「駿優教育会館」)	・パワーハラスメント対策について (講演) ・不当労働行為審査(調査)におけるウェブ会議の利用について (中労委)

(イ) 関東ブロック

会議名 (開催期日・場所)	議題等
関東ブロック労働委員会会長連絡会議 (9/12 山梨県甲府市)	・各労働委員会は現在どのような課題に直面しているのか。 また、その課題についてどのように対応しているのか。 (山梨県)
第89回関東ブロック労働委員会公益委員連絡会議 (5/11 埼玉県さいたま市)	・労働委員会の裁量権について (埼玉県)
第90回関東ブロック労働委員会公益委員連絡会議 (9/11 山梨県甲府市)	・使用者の利益代表者に近接する職制上の地位にある者による不当労働行為について (山梨県)

ウ その他の会議

会議名 (開催期日・場所)	議題等
全国労働委員会事務局長連絡会議 (6/8 水戸市「駿優教育会館」)	・今後の労働委員会における個別労働紛争解決業務の位置づけについて (中労委)
全国労働委員会事務局調整主管課長会議 (10/31 東京都港区)	・中央労働委員会事務局調整担当課からの説明 ・都道府県労働委員会事務局からの事例報告 ・グループ討議・グループ発表
全国労働委員会事務局審査主管課長会議 (10/30 東京都港区)	・中央労働委員会事務局審査担当課からの説明 ・都道府県労働委員会事務局からの事例報告 ・グループ討議・グループ発表

2 研修概要

労働委員会委員の自己研さんを目的として、労働問題や労働行政等についての各界の専門家による講演などを毎年開催している。

研 修 会 名 (開催期日・場所)	講師	演 題
茨城県労働委員会委員研修会 (7/20 水戸市)	山本 圭子 氏 法政大学法学部兼任講師	労働組合の団体交渉権～近年 の判例・命令の検討～

第2章 労働争議の調整

第1節 調整事件

1 概況

(1) 取扱件数

令和5年の取扱件数は5件で、前年からの繰越事件が2件、新規係属事件が3件であった。

なお、最近5年間における取扱件数は〔表-1〕のとおり、新規係属事件における業種別取扱件数は〔表-2〕のとおりである。

〔表-1〕 年別取扱事件数

区分		年	元(31)	2	3	4	5
前年からの繰越件数(①)			-	-	-	-	2
新規申請件数(②)			-	-	1	5	3
新規	調整 区分 別	あっせん	-	-	1	5	3
		調 停	-	-	-	-	-
		仲 裁	-	-	-	-	-
申 請 事 件 の 区 分	開 始 事 由 別	労組申請	-	-	1	5	3
		使用者申請	-	-	-	-	-
		双方申請	-	-	-	-	-
		職 権	-	-	-	-	-
組 合 系 統	組 合 系 統	労 連 系	-	-	-	-	-
		連 合 系	-	-	1	1	1
		労 協 系	-	-	-	-	-
		系統なし	-	-	-	4	2
計 (①+②)			-	-	1	5	5
終結件数(③)			-	-	1	3	5
翌年への繰越件数 {(①+②)-③}			-	-	-	2	-

[表一 2] 業種別取扱状況（新規係属事件）

業種別	年 元 (31)	2	3	4	5
農 ・ 林 ・ 漁 業	—	—	—	—	—
鉱 業 、 採 石 業 、 砂 利 採 取 業	—	—	—	—	—
建 設 業	—	—	—	—	—
製 造 業	—	—	—	—	—
電 気 ・ ガ ス ・ 熱 供 給 ・ 水 道 業	—	—	—	—	—
情 報 通 信 業	—	—	—	—	—
運 輸 業 、 郵 便 業	—	—	—	4	2
卸 売 業 、 小 売 業	—	—	—	—	—
金 融 業 、 保 険 業	—	—	—	—	—
不 動 産 業 、 物 品 賃 貸 業	—	—	—	—	—
学 術 研 究 、 専 門 ・ 技 術 サ ー ビ ス 業	—	—	—	—	—
宿 泊 業 、 飲 食 サ ー ビ ス 業	—	—	—	—	—
生 活 関 連 サ ー ビ ス 業 、 娯 楽 業	—	—	—	—	—
教 育 、 学 習 支 援 業	—	—	—	—	—
医 療 、 福 祉	—	—	1	1	1
複 合 サ ー ビ ス 事 業	—	—	—	—	—
サ ー ビ ス 業	—	—	—	—	—
公 務	—	—	—	—	—
分 類 不 能	—	—	—	—	—
合 計	—	—	1	5	3

(2) 企業規模別取扱状況

新規係属事件の企業規模別取扱状況は、〔表－3〕のとおりである。

〔表－3〕 企業規模別取扱状況（新規係属事件）

企業規模別	年	元(31)	2	3	4	5
～ 10人		—	—	—	1	1
11 ～ 30		—	—	—	—	—
31 ～ 50		—	—	—	—	—
51 ～ 100		—	—	—	2	1
101 ～ 300		—	—	—	—	—
301 ～ 500		—	—	1	1	—
501人以上		—	—	—	1	1
合 計		—	—	1	5	3

(3) 調整事項別取扱状況

新規係属事件の調整事項別の取扱状況は、〔表－4〕のとおりである。

〔表－4〕 調整事項別取扱状況（新規係属事件）

調整事項	年	元(31)	2	3	4	5
	件数	—	—	1	5	3
組合承認・組合活動		—	—	—	—	—
協約改定・効力		—	—	1	—	—
賃金増額		—	—	—	1	—
一時金		—	—	—	—	—
その他の賃金に関すること		—	—	—	—	—
賃金以外の労働条件		—	—	—	—	—
経営人事（配転・解雇等）		—	—	—	1	2
団交促進		—	—	—	3	1
事前協議制		—	—	—	—	—
その他		—	—	—	—	1
合 計		—	—	1	5	4

(注) 調整事項が2項目以上にわたる場合があるため、調整事項数は申請件数に一致しない。

(4) 事件の処理状況

取扱事件の終結事由及び処理日数別の取扱状況は、〔表－5〕のとおりである。

〔表－5〕 終結事由別及び処理日数別取扱状況

区 分		元(31)	2	3	4	5
終 結 事 由	解 決	—	—	1	3	—
	取 下 げ	—	—	—	—	1
	打 切 り	—	—	—	—	2
	打 切 り (不 参 加)	—	—	—	—	1
	規 則 65 II (不 開 始)	—	—	—	—	1
	不 調	—	—	—	—	—
	合 計	—	—	1	3	5
処 理 日 数	1 ～ 5 日	—	—	—	—	—
	6 ～ 10	—	—	—	—	—
	11 ～ 20	—	—	—	—	—
	21 ～ 30	—	—	—	—	—
	31 ～ 50	—	—	—	—	1
	51日以上	—	—	1	3	2

(注1) 処理日数は調整員指名日(開始月日)から終結日までの日数

(注2) 調整員指名前に取り下げられた事件、不開始が決定された事件、被申請者の不参加により打ち切りとなった事件については、処理日数を算定していない。

(注3) 被申請者の不参加により打ち切りとなった事件は、「打ち切り(不参加)」に計上している。

2 取扱事件の概要

令和5年に係属した事件の概要は、次のとおりである。

令和5年 調整事件取扱一覧表

事件番号	業種	従業員数	申請者区分	組合加盟 上部団体	申請 月日	調整 区分	調 整 事 項	開始 月日	終結 月日	調整 回数	所要 日数	終結 状況	調 整 員
①令 4 (調) 4	運輸	782	組合	—	R4 11.2	あつ せん	団体交渉の応諾	R4 12.14	R5 2.8	1	57	打切り	亀田(公) 内山(労) 堀(使)
②令 4 (調) 5	医療、 福祉	91	組合	—	R4 11.2	あつ せん	団体交渉の応諾	不開 始	R5 1.20	—	—	取下げ	未指名
③令 5 (調) 1	医療、 福祉	91	組合	—	1.20	あつ せん	解雇の撤回	1.24	3.10	—	46	打切り (不参加)	阿久津(公) 高木(労) 渡邊(使)
④令 5 (調) 2	運輸	5	組合	—	1.24	あつ せん	解雇の撤回 団交拒否に係る謝罪等	1.27	4.24	1	88	打切り	鈴木(公) 関口(労) 澤畑(使)
⑤令 5 (調) 3	運輸	2,358	組合	X労働組 合連合会	6.28	あつ せん	団体交渉での確認事項の遵 守	不開 始	8.29	—	—	不開始	未指名

第2節 争議行為予告通知及び労働争議の実情調査

1 争議行為予告通知

(1) 概況

令和5年に新たに取り扱いした件数（当労委で受理又は当労委を経由したもの及び中労委が受理したもののうち本県に關係するとして連絡があったものの件数）は28件であった。

(2) 争議行為予告通知一覧表

通知者名称	業種	争議項目	当労委 受付	中労委 受付	当労委での 実情調査 実施の有無
国鉄労働組合	陸上 旅客	2023年4月1日以降の賃金の 引き上げ等		2.13	無
全日本建設交運一般 労働組合全国鉄道本部	陸上 旅客	2023年4月1日以降の賃金の 引き上げ等		2.20	無
日立物流労働組合	道路 貨物	賃金引き上げ、一時金		2.22	無
茨城県医療労働組合連合会	医療	賃金引き上げ等	2.24		有
全国電力関連産業 労働組合総連合	電気	2023年春季生活闘争（賃金、 賞与、労働協約改定等）		2.27	無
茨城県医療労働組合連合会	医療	賃金引き上げ等	3.2		有
全日本港湾労働組合	港湾	賃金引き上げ等		3.2	無
情報産業労働組合連合会 KDDI労働組合	通信	2023春闘要求（賃金の改善 等）		3.2	無
エヌ・ティ・ティ労働組合	通信	賃金改善等		3.2	無
全日本運輸産業労働組合連合会	道路 貨物	賃金制度の確立・改善の取り 組み等		3.3	無
国鉄千葉動力車労働組合	陸上 旅客	賃金引き上げ等		3.3	無
日本私鉄労働組合総連合会	陸上 旅客	23春闘（賃金引き上げ、一時 金等）		3.6	無
郵政産業労働者ユニオン	郵便	2023年4月1日以降の賃金引 上げ等		3.6	無
山陽自動車運送労働組合	道路 貨物	春闘賃金引き上げ要求等		3.8	無
全国港湾労働組合連合会	港湾	各加盟組合の賃上げ、産別最 低賃金の引き上げ等		3.10	無
全日本港湾運輸労働組合同盟	港湾	各加盟組合の賃上げ、産別最 低賃金の引き上げ等		3.10	無
日本赤十字労働組合	医療	2023年春闘要求及び年間一時 金		3.10	無

全 済 生 会 労 働 組 合	医療	2023 年度賃金引き上げ等労働条件の改善		3.14	無
全 済 生 会 労 働 組 合	医療	2023 年度夏期一時金及び夏期休暇 (特別休暇)		4.28	無
スカイマーク乗員組合	航空	組合活動に関する要求、労使交渉における法令遵守等		5.10	無
全日本運輸産業労働組合連合会	道路貨物	一時金の要求、雇用対策と労働協約の取り組み等		5.26	無
日本赤十字労働組合茨城県本部	医療	夏期一時金、夏期休暇及び職場要求に関する事項	6.13		有
全 済 生 会 労 働 組 合	医療	2023 年度年末一時金等		10.11	無
全日本運輸産業労働組合連合会	道路貨物	年末一時金、雇用対策等		10.24	無
茨城県医療労働組合連合会	医療	年末一時金等	10.27		有
全日本国立医療労働組合	医療	賃金・労働条件の改善 (2023 年春闘要求及び秋闘要求)		11.6	無
日本私鉄労働組合総連合会	陸上旅客	23 秋闘労働協約闘争要求		11.14	無
日本赤十字労働組合茨城県本部	医療	年末一時金等	11.17		有

※ 「通知者名称」は、予告通知の差出人である組合名（連合団体である労働組合の場合は、当該連合団体である労働組合名）を記載している。

2 労働争議の実情調査

(1) 概 況

ア 紛争事由別実情調査状況

令和 5 年に実施した労働争議実情調査の件数は17件（前年からの繰越し 3 件を含む。）であった※。

これらの件数のうち、当労委で争議の予告を受理したものが16件、中労委が受理したもの（当労委を経由したものを含む。）が1件で、全て公益事業である。

紛争事由及び終結状況別にみると、〔表-1〕のとおりである。

※ 令和元年 9 月 19 日以降、争議行為予告通知のうち、中労委管轄で、中労委から連絡を受けたものについては、原則として当労委での実情調査を行わないこととした。ただし、次のものについては実情調査を行っている。

- ・ 予告通知を行った労働組合の主たる事務所が県内にあるもの又は当労委を経由したもの
- ・ 県民生活に影響を及ぼすおそれがあるものなど、会長が特に必要と認めるもの

〔表－１〕 実情調査実施状況

項目		年	元(31)	2	3	4	5
調 査 件 数			75	19	21	16	17
紛 争 事 由	労 働 協 約 改 定		—	—	—	—	—
	賃 金 増 額		36	5	3	5	4
	最 低 賃 金 制		—	—	—	—	—
	一 時 金		23	11	13	9	12
	退 職 金		—	—	—	—	—
	経 営 ・ 人 事		—	—	2	—	—
	そ の 他		16	3	3	2	1
終 結 状 況	自 主 解 決		47	14	16	12	14
	あ っ せ ん 移 行 解 決		—	—	—	—	—
	調 査 打 切 り		25	2	3	1	3
	翌 年 へ 繰 越 し		3	3	2	3	—

(注) 調査件数は、前年からの繰越しを含む。

イ 事業別調査状況

事業別調査件数は、〔表－２〕のとおりである。

〔表－２〕 事業別調査件数

区 分	運 輸 事 業				郵 便・ 信 書 便・ 電 気 通 信 事 業	水 道 ・ 電 気 ・ ガ ス 供 給 事 業				医 療 ・ 公 衆 衛 生 事 業	計
	鉄 道 業	道 路 旅 客 運 送 業	道 路 貨 物 運 送 業	港 湾 運 送 業	通 信 業	電 気 業	ガ ス 業	熱 供 給 業	水 道 業	医 療 業	
件 数	1	—	—	—	—	—	—	—	—	16	17

(2) 労働争議実情調査一覧表（公益事業関係）

番号	調査対象組合名	業種	通知月日		要求事項
			中労委	当労委	
R4 6	国鉄水戸動力車 労働組合	鉄道業	4月22日		労働委員会命令の完全履行等
7	茨城民主医療機関労働組合	医療業		10月27日	年末一時金等
8	いばらきあおぞら 労働組合	医療業		10月27日	年末一時金等
R5 1	茨城民主医療機関労働組合	医療業		2月24日	賃金引上げ等
2	いばらきあおぞら 労働組合	医療業		3月2日	賃金引上げ等
3	かたくり労働組合	医療業		3月2日	賃金引上げ等
4	茨城県厚生連労働組合	医療業		3月2日	賃金引上げ等
5	日本赤十字労働組合 水戸支部 a) 水戸病院 b) 乳児院	医療業		6月13日	夏期一時金等
6	日本赤十字労働組合 古河支部	医療業		6月13日	夏期一時金等
7	日本赤十字労働組合 茨城県赤十字 血液センター支部	医療業		6月13日	夏期一時金等
8	いばらきあおぞら 労働組合	医療業		10月27日	年末一時金等
9	茨城民主医療機関労働組合	医療業		10月27日	年末一時金等
10	かたくり労働組合	医療業		10月27日	年末一時金等
11	茨城県厚生連労働組合	医療業		10月27日	年末一時金等
12	日本赤十字労働組合 水戸支部 a) 水戸病院 b) 乳児院	医療業		11月17日	年末一時金等
13	日本赤十字労働組合 古河支部	医療業		11月17日	年末一時金等
14	日本赤十字労働組合 茨城県赤十字 血液センター支部	医療業		11月17日	年末一時金等

第3章 個別的労使紛争に係るあっせん

1 個別的労使紛争関係の労働相談の状況

令和5年において、あっせんの事前相談として当労委で直接受けた個別的労使紛争関係の労働相談（労働相談会での相談を除く。）は、労働者側から54件、使用者側から2件であった。

2 個別的労使紛争に係る労働相談会の実施

令和5年において、個別労働関係紛争処理制度の周知・広報を通じて、同制度の利用拡大を図るため、労働委員会委員による「個別的労使紛争のあっせんに係る労働相談会」を実施した。相談会の概要は、以下のとおりである。

実施日 会場	相談員	相談 件数	備 考
10月11日（水） 県庁舎23階労働委員会事務局 （水戸市）	石川会長代理 千歳委員	2件	面談による相談 2件
10月19日（木） 県庁舎23階労働委員会事務局 （水戸市）	阿久津委員 高木委員	3件	面談による相談 2件 電話による相談 1件
10月27日（金） 県庁舎23階労働委員会事務局 （水戸市）	亀田会長 澤畑委員	3件	面談による相談 1件 電話による相談 2件

3 あっせん申請の状況

(1) 取扱件数

令和5年の取扱件数は7件で、前年からの繰越事件が2件、新規係属事件が5件であった。

なお、最近5年間における取扱件数は〔表－1〕のとおり、新規係属事件における業種別取扱件数は〔表－2〕のとおりである。

〔表－1〕 年別取扱事件数

区分		年				
		元(31)	2	3	4	5
前年からの繰越件数 (①)		—	1	1	—	2
新規申請件数 (②)		4	1	5	6	5
開始 事由別	労働者申請	4	1	5	6	4
	使用者申請	—	—	—	—	1
計 (①+②)		4	2	6	6	7
終結件数 (③)		3	1	6	4	6
翌年への繰越件数 { (①+②) - ③ }		1	1	—	2	1

[表-2] 業種別取扱件数（新規係属事件）

業種別	年	元(31)	2	3	4	5
農 ・ 林 ・ 漁 業		—	—	—	—	—
鉱 業、採 石 業、 砂 利 採 取 業		—	—	—	—	—
建 設 業		—	—	1	1	1
製 造 業		1	—	1	—	1
電 気 ・ ガ ス ・ 熱 供 給 ・ 水 道 業		1	—	—	—	—
情 報 通 信 業		—	—	—	—	—
運 輸 業、郵 便 業		—	—	—	—	—
卸 売 業、小 売 業		1	—	1	1	1
金 融 業、保 険 業		—	—	—	—	—
不 動 産 業、物 品 賃 貸 業		—	—	—	1	—
学 術 研 究、 専 門 ・ 技 術 サ ー ビ ス 業		—	—	—	1	1
宿 泊 業、 飲 食 サ ー ビ ス 業		—	—	—	—	—
生 活 関 連 サ ー ビ ス 業、 娯 楽 業		—	—	—	—	—
教 育、学 習 支 援 業		1	—	—	—	1
医 療、福 祉		—	1	1	2	—
複 合 サ ー ビ ス 事 業		—	—	—	—	—
サ ー ビ ス 業		—	—	1	—	—
公 務		—	—	—	—	—
分 類 不 能		—	—	—	—	—
合 計		4	1	5	6	5

(2) 企業規模別取扱状況

新規係属事件の企業規模別の取扱状況は、〔表－3〕のとおりである。

〔表－3〕 企業規模別取扱状況（新規係属事件）

企業規模別	年	元(31)	2	3	4	5
	件数					
～ 10人		—	—	1	2	—
11 ～ 30		2	—	—	—	1
31 ～ 50		—	1	—	—	1
51 ～ 100		—	—	—	2	2
101 ～ 300		1	—	2	—	—
301 ～ 500		1	—	—	—	—
501人以上		—	—	2	2	1
合 計		4	1	5	6	5

(3) あっせん事項別取扱状況

新規係属事件のあっせん事項別の取扱状況は、〔表－4〕のとおりである。

〔表－4〕 あっせん事項別取扱状況（新規係属事件）

あっせん事項	年	元(31)	2	3	4	5
	件数					
		4	1	5	6	5
経営 又は 人事	解 雇	1	—	1	1	1
	配 置 転 換 等	—	—	—	—	—
	復 職	—	—	—	—	1
	退 職	—	—	—	1	2
	そ の 他	—	—	—	—	—
賃 金 等	賃 金 未 払	—	—	—	1	—
	賃金増額・減額	—	—	—	1	—
	退 職 一 時 金	—	—	—	—	—
	解 雇 手 当	—	—	—	—	—
	そ の 他	—	1	1	—	—
労 働 条 件 等	—	—	—	—	—	
職 場 の 人 間 関 係	3	1	4	4	1	
そ の 他	—	—	1	—	2	
合 計		4	2	7	8	7

(注) あっせん事項が2項目以上にわたる場合があるため、あっせん事項数は申請件数に一致しない。

(4) 事件の処理状況

取扱事件の終結事由及び処理日数別の取扱状況は、〔表－５〕のとおりである。

〔表－５〕 終結事由別及び処理日数別取扱状況

区 分		元(31)	2	3	4	5
終 結 事 由	解 決	2	1	1	—	—
	取 下 げ	—	—	—	—	1
	打 切 り	—	—	1	1	1
	打 切 り (不参加)	1	—	4	3	4
	不 開 始	—	—	—	—	—
合 計		3	1	6	4	6
処 理 日 数	1 ～ 5 日	—	—	—	—	—
	6 ～ 10	—	—	—	—	—
	11 ～ 20	—	—	—	—	—
	21 ～ 30	1	—	1	—	—
	31 ～ 50	2	—	2	—	—
	51 日以上	—	1	3	4	6

(注1) 処理日数は申請日から終結日までの日数

(注2) 被申請者の不参加により打ち切りとなった事件は、「打ち切り（不参加）」に計上している。

4 取扱事件の概要

令和5年に係属した事件の概要は、次のとおりである。

令和5年 個別あっせん事件取扱一覧表

事件番号	業種	企業規模別	申請者区分	申請月日	あっせん事項	あっせん員指名月日	終結月日	あっせん回数	所要日数	終結状況	あっせん員
①令4(個)5	不動産・建設業	G	労働者	R4 10.25	未払いの歩合給(〇円)の支払いを求める	R4 10.27	R5 1.10	—	86	打切り(不参加)	亀田(公) 高木(労) 澤畑(使)
②令4(個)6	医療、福祉業	D	労働者	R4 11.10	慰労金(賞与不足分)〇円の支払を求める	R4 12.5	R5 1.5	—	57	打切り(不参加)	後藤(公) 高木(労) 加藤(使)
③令5(個)1	学術・研究開発	D	労働者	4.13	使用者との話し合いの場を設けられたい	4.14	7.3	—	82	打切り(不参加)	阿久津(公) 千歳(労) 曾根(使)
④令5(個)2	教育、学習支援	C	使用者	4.26	法人と被申請者の労働契約の合意解除	4.27	8.4	—	101	取下げ	亀田(公) 高木(労) 加藤(使)
⑤令5(個)3	小売業	G	労働者	9.6	1 私傷病による自然退職の撤回 2 復職前の役職での復職 3 (復職がかなう場合)パワハラ等の再発防止 4 (復職がかなわない場合)損害賠償金の支払い等	9.15	12.12	1	98	打切り	鈴木(公) 内山(労) 堀(使)
⑥令5(個)4	製造業	B	労働者	9.7	解雇による解決金(〇円)の請求	9.8	11.15	—	70	打切り(不参加)	石川(公) 高木(労) 渡邊(使)
⑦令5(個)5	建設業	D	労働者	12.7	1 本採用拒否により、支払われたであろう賃金〇か月分の請求 2 雇用期間満了の30日前までに通知がないことの不足日数分賃金の請求等	12.12	—	—	—	翌年に繰越し	後藤(公) 千歳(労) 曾根(使)

(注) 企業規模別の区分

- A : ~ 10人
- B : 11人~ 30人
- C : 31人~ 50人
- D : 51人~100人
- E : 101人~300人
- F : 301人~500人
- G : 501人~

第4章 不当労働行為事件の審査

1 概 況

(1) 取扱件数

令和5年の取扱件数は、前年からの繰越事件1件及び新規申立事件1件の計2件であった。

なお、最近5年間における取扱件数は〔表-1〕のとおり、新規係属事件における業種別取扱件数は〔表-2〕のとおりである。

〔表-1〕 年別取扱件数

区分		年	元(31)	2	3	4	5	
前年からの繰越件数 (①)			3	2	4	2	1	
新規申立件数 (②)			1	2	—	—	1	
新規申立事件の区分	申立事件内容別	事 件 別	1 号	—	—	—	—	—
			2 号	—	—	—	—	—
			3 号	—	—	—	—	—
			1・2 号	1	—	—	—	—
			1・3 号	—	—	—	—	—
			1・4 号	—	1	—	—	—
			2・3 号	—	—	—	—	—
			3・4 号	—	—	—	—	—
			1・2・3 号	—	1	—	—	—
			1・3・4 号	—	—	—	—	—
	1・2・3・4 号	—	—	—	—	1		
	7 条 号 別	1 号	1	2	—	—	1	
		2 号	1	1	—	—	1	
		3 号	—	1	—	—	1	
		4 号	—	1	—	—	1	
申立人別	組 合	1	—	—	—	1		
	個 人	—	—	—	—	—		
	組 合・個 人	—	2	—	—	—		
計 (① + ②)			4	4	4	2	2	
終 結 件 数 (③)			2	—	2	1	—	
翌年への繰越件数 { (① + ②) - ③ }			2	4	2	1	2	

(注) 「7条号別」とは、新規申立事件を労働組合法第7条の該当号別に整理したもので、新規申立件数とは一致しない。

[表-2] 業種別取扱件数 (新規係属事件)

業種別 \ 年	元(31)	2	3	4	5
農 ・ 林 ・ 漁 業	—	—	—	—	—
鉱 業 、 採 石 業 、 砂 利 採 取 業	—	—	—	—	—
建 設 業	—	—	—	—	—
製 造 業	—	—	—	—	—
電 気 ・ ガ ス ・ 熱 供 給 ・ 水 道 業	—	1	—	—	—
情 報 通 信 業	—	—	—	—	—
運 輸 業 、 郵 便 業	—	—	—	—	1
卸 売 業 、 小 売 業	—	—	—	—	—
金 融 業 、 保 険 業	—	—	—	—	—
不 動 産 業 、 物 品 賃 貸 業	—	—	—	—	—
学 術 研 究 、 専 門 ・ 技 術 サービス 業	—	—	—	—	—
宿 泊 業 、 飲 食 サービス 業	—	—	—	—	—
生 活 関 連 サービス 業 、 娯 楽 業	1	—	—	—	—
教 育 、 学 習 支 援 業	—	1	—	—	—
医 療 、 福 祉	—	—	—	—	—
複 合 サービス 事 業	—	—	—	—	—
サ ー ビ ス 業	—	—	—	—	—
公 務	—	—	—	—	—
分 類 不 能	—	—	—	—	—
合 計	1	2	—	—	1

(2) 終結件数

係属事件のうち令和5年中に終結したものはなく、全て令和6年に繰り越された。

なお、最近5年間における係属事件の終結状況は〔表-3〕のとおり、処理日数状況及び審査の目標期間の達成状況は〔表-4〕のとおりである。

〔表-3〕 年別終結件数

区分		年				
		元(31)	2	3	4	5
取扱件数 (①)		4	4	4	2	2
終結件数 (②)		2	—	2	1	—
繰越件数 (① - ②)		2	4	2	1	2
終結状況	命 令 ・ 決 定	全部救済	—	—	—	—
		一部救済	2	—	—	1
		棄却	—	—	—	—
		却下	—	—	—	—
		計	2	—	—	1
	和 解	無関与	—	—	—	—
		関与	—	—	2	—
		計	—	—	2	—
	取下げ		—	—	—	—

(注) 和解の区分について

「無関与和解」とは、自主和解及び労働委員会以外の第三者（裁判所等）の関与による和解をいう。「関与和解」とは、労働委員会の関与による和解をいい、当委員会における関与和解のほか、中央労働委員会の関与により和解した事件を含む。

[表-4] 年別処理日数状況及び審査の目標期間の達成状況

区分		終結年	元(31)	2	3	4	5
終 結 件 数			2	—	2	1	—
うち、目標期間達成件数			1	—	1	—	—
処 理 日 数	1 日以上 ～100 日以内		—	—	—	—	—
	101 " 200 "		—	—	—	—	—
	201 " 300 "		—	—	—	—	—
	301 " 400 "		—	—	—	—	—
	401 " 500 "		—	—	—	—	—
	501 " 550 "		1	—	1	—	—
	551 " 600 "		—	—	—	—	—
	601 " 700 "		—	—	—	—	—
	701 " 800 "		1	—	—	1	—
	801 " 900 "		—	—	1	—	—
	901 " 1,000 "		—	—	—	—	—
	1,000 日以上		—	—	—	—	—
平 均 処 理 日 数			658	—	710	726	—

(参考)

<p>審査の期間の目標</p> <p>茨城県労働委員会告示第1号</p> <p>労働組合法（昭和24年法律第174号）第27条の18の規定により、審査の期間の目標を次のとおり定めた。</p> <p>平成17年3月24日</p> <p style="text-align: right;">茨城県労働委員会会長 片 桐 章 典</p> <p>審査の期間の目標 1年6箇月</p>

2 取扱事件の概要

令和5年に係属した事件の概要は、次のとおりである。

令和5年 不当労働行為事件取扱一覧表

事件 番号	業種等	請 求 する 救 済 内 容	
		7条	請 求 の 趣 旨
令 2 (不) 1	業種：教育、学習支援業 従業員数：4,424人	1号 4号	1 会議での発言機会の保証 2 文書以外での相談に応じ る こと 3 履修妨害の撤回と中止 4 謝罪文の交付及び掲示
令 5 (不) 1	業種：運輸業 従業員数：6人	1号 2号 3号 4号	1 解雇撤回及びバックペイ 2 誠実な団体交渉 3 謝罪文の交付及び掲示 4 支配介入の禁止 5 申立人組合の命令履行状 況確認の妨害禁止

申立 年月日	終結 年月日	所要 日数	調査回数		審問回数		終結 状況	審査委員 及び 参与委員	備考
			通算	令和 5年	通算	令和 5年			
2.2.13			8	0	1	0		亀田 吉田 石川 吉田 (労) 安田 (使) 高木 (労) 澤畑 (使)	
5.2.22			4	4	0	0		阿久津 後藤 関口 (労) 澤畑 (使) 菅原 (労)	

第5章 労働組合の資格審査

1 概 況

令和5年の取扱件数は、前年からの繰越し1件及び新規申請6件の計7件であった。
 なお、最近5年間における取扱件数は、次表のとおりである。

年別取扱件数

区分		年				
		元(31)	2	3	4	5
前年からの繰越し件数 (①)		2	1	3	4	1
新規申請件数 (②)		—	8	5	8	6
申請事由別	不当労働行為 救済申立て	—	2	—	—	1
	法人登記	—	1	4	2	3
	労働者委員候補者推薦	—	5	1	4	2
	労働協約 拡張適用申立て	—	—	—	2	—
計 (① + ②)		2	9	8	12	7
終結件数 (③)		1	6	4	11	6
終結状況別	適合決定	1	6	3	10	6
	不適合決定	—	—	—	—	—
	打ち切り	—	—	1	—	—
	取下げ	—	—	—	1	—
翌年への繰越し件数 { (① + ②) - ③ }		1	3	4	1	1

2 申請の概要

令和5年 労働組合資格審査取扱状況一覧表

年 番 号	申 請 年 月 日	申 請 事 由	終 結 年 月 日	終 結 状 況	所 要 日 数	補 正 勸 告
令2(資)1	2.2.14	不当労働行為 救済申立て	5.7.20	適 合	1,253日	—
令5(資)1	5.1.30	法 人 登 記	5.2.16	適 合	18日	—
令5(資)2	5.2.22	不当労働行為 救済申立て				
令5(資)3	5.2.22	法 人 登 記	5.3.23	適 合	30日	—
令5(資)4	5.11.1	”	5.11.16	適 合	16日	—
令5(資)5	5.12.11	労働者委員 候補者推薦	5.12.21	適 合	11日	—
令5(資)6	5.12.12	”	5.12.21	適 合	10日	—

第6章 地方公営企業等の労働関係に関する法律 第5条第2項の規定に基づく非組合員の 範囲の認定及び告示

令和5年中の申出はなかった。

第7章 再審査事件

1 概 況

令和5年に当委員会の命令を不服として中央労働委員会に係属した再審査事件は、前年からの繰越し1件であり、令和6年に繰り越された。

2 事件の概要

令和5年 再審査係属事件一覧表

再 事 業	審 番 号	再 申 年 月	審 査 立 日	終 年 月 (終結状況)	結 日	初 事 件 番 号	申 年 月 立 日	終 年 月 (終結状況)	結 日
①	令和元年 (不 再) 第55号 業種：教育、学習支援業	令和元年 10月28日				茨 平 成 29 年 (不) 第1号 平 成 30 年 (不) 第2号	平成29年 9月6日 平成30年 4月19日	令和元年 10月16日 命令書写交付 (一部救済)	

第8章 行政訴訟事件

令和5年中の係属事件はない。

第9章 労働協約の地域的拡張適用

1 概 況

令和5年、当労委は、労働組合法第18条の規定に基づく労働協約の地域的拡張適用の申立て1件について、拡張適用することが適当である旨の決議を行い、当該決議を受けて、茨城県知事が拡張適用を決定した。

2 申立ての概要

令和4年7月28日、ヤマダホールディングスユニオン及びケーズホールディングスユニオン（以下「協約当事者である組合」と総称する。）から連名で、茨城県知事に対し、労働組合法（以下「法」という。）第18条第1項の規定に基づき、同年5月13日付けで協約当事者である組合と株式会社ヤマダデンキ及び株式会社ケーズホールディングス（以下「協約当事者である使用者」と総称する。）との間で締結された「年間所定休日に関する労働協約」（以下「本件協約」という。）について、茨城県全域において拡張適用する旨の決定を求める申立て（以下「本件申立て」という。）があった。

本件協約は、協約当事者である使用者が茨城県全域において営む「大型家電量販店」に該当する店舗を主たる就労場所とする、協約当事者である組合の組合員のうち、契約期間の定めがないフルタイムの労働者について、年間所定休日を111日以上とすること等を定めるものである。

3 小委員会の設置

令和4年8月17日、当労委は、本件申立てを受けた茨城県知事から、法第18条第1項の規定に基づき、決議が求められた。

これを受けて、当労働委員会は、同年8月18日開催の第1088回総会において、労働委員会規則第5条第5項の規定に基づき、公労使委員各2名をもって構成する「ヤマダホールディングスユニオン及びケーズホールディングスユニオンからの申立てに係る労働協約拡張適用に関する小委員会」（以下「小委員会」という。）を設置し、

①本件協約及び本件申立て等に係る事実関係の調査

②本件申立ての法第18条に規定する要件の適合性に係る調査審議を行うこととした。

4 小委員会における調査

(1) 小委員会は、令和4年9月15日の第1回会議開催以降、令和5年4月26日まで計15回にわたり会議を開催し、協約当事者である労使及び関係する労使からヒアリングを行うなどして事実関係の調査を行い、その結果を踏まえて、本件申立てが法第18条に規定する要件等を満たすかどうか等について調査審議を行った。

(2) 令和5年4月26日開催の第15回の会議において、小委員会報告書に係る審議を行い、本件協約の拡張適用を行うことは、法第18条第1項の要件に適合し、また制度趣旨に

照らして妥当と解される旨判断した。

なお、小委員会報告書については、P38～P48のとおりである。

5 総会における決議

上記4の報告書を受けて、当労委は、令和5年5月18日開催の第1098回総会において、自己に直接利害関係のある委員を除いて、事実関係の調査を行い、慎重審議の結果、法第18条第1項及び労働組合法施行令（以下「令」という。）第15条の規定に基づき、本件協約を拡張適用することが適当である旨決議した。

なお、決議については、P49～P53のとおりである。

6 決定

上記5の決議を受けて、令和5年6月1日、茨城県知事は、法第18条第1項及び第3項並びに令第15条の規定に基づき、本件協約の拡張適用を受けるべきことを決定した。

ヤマダホールディングスユニオン及びケーズホールディングスユニオンからの
申立てに係る労働協約拡張適用に関する小委員会報告書

令和5年4月26日

第1 労働協約の地域的拡張適用の申立て

1 本件協約の概要

本件において対象とする労働協約は、ヤマダホールディングスユニオン及びケーズホールディングスユニオン（以下「協約当事者である組合」と総称する。）と株式会社ヤマダデンキ及び株式会社ケーズホールディングス（以下「協約当事者である使用者」と総称する。）とが、令和4年5月13日付けで締結した「年間所定休日に関する労働協約」（以下「本件協約」という。）である。

協約当事者である使用者は、いずれも、本件協約第2条（1）に定める「適用地域」（茨城県全域。以下「本件適用地域」という。）において同条（2）に定める「大型家電量販店」（以下「大型家電量販店」という。）を営む事業主である。また、協約当事者である組合は、いずれも、協約当事者である使用者のいずれかに雇用される労働者で組織する労働組合である。

本件協約は、協約当事者である使用者が本件協約の適用地域内において営む「大型家電量販店」に該当する店舗を主たる就労場所とする、協約当事者である組合の組合員のうち、同条（6）に定める「適用対象労働者」（その実質は、契約期間の定めがないフルタイムの労働者である。以下「適用対象労働者」という。）に該当する者について、年間所定休日を111日以上とすること等を定めるものである。

2 本件協約の拡張適用の申立て

令和4年7月28日、協約当事者である組合から茨城県知事に対して、労働組合法（以下「法」という。）第18条第1項の規定に基づき、「労働協約の地域的拡張適用に関する決定を求める申立て」と題する書面（以下「申立書」という。）をもって、本件協約の第2条から第8条までの各条項について、本件適用地域を同項の「一の地域」として、本件適用地域内において「大型家電量販店」に該当する店舗を営む事業主及び当該事業主に雇用される労働者のうち、「適用対象労働者」に該当するものに拡張適用する旨の決定を求める申立て（以下「本件申立て」という。）があった。

3 厚生労働大臣に対する申立て及び厚生労働大臣決定

本件申立てに先立つ令和2年8月7日、協約当事者である組合は、他の組合とともに、厚生労働大臣に対して、法第18条第1項の規定に基づき、適用地域及び有効期間

等に関する部分を除き、本件協約と内容を同じくする労働協約（以下「大臣決定に係る労働協約」という。）の地域的拡張適用に関する決定を求める申立てをした。当該労働協約において、適用地域は、茨城県全域並びに千葉県、栃木県及び福島県の各一部の市町村と、また、有効期間は、令和2年6月1日から令和5年5月31日までとされていた。

令和2年8月24日、厚生労働大臣は、法第18条第1項の規定に基づき、中央労働委員会に対して、同項の決議を求めたところ、令和3年8月4日、同委員会は、同項及び同条第2項並びに労働組合法施行令第15条の規定に基づき、大臣決定に係る労働協約の第1条を除く部分について、その適用地域を茨城県全域と、また、有効期間等の始期を令和4年4月1日として拡張適用することが適当である旨の決議（以下「中労委決議」という。）をした。

令和3年9月22日、厚生労働大臣は、中労委決議を受け、法第18条第1項及び同条第3項並びに労働組合法施行令第15条の規定に基づき、中労委決議を内容とする決定（以下「大臣決定」という。）をした。

大臣決定に基づき、適用地域を茨城県全域と、令和4年4月1日から令和5年5月31日までを有効期間として、大臣決定に係る労働協約の拡張適用がなされているところである。

第2 小委員会における調査審議

1 小委員会の設置

令和4年8月17日、茨城県労働委員会（以下「当委員会」という。）は、茨城県知事から、法第18条第1項の規定に基づき、決議が求められた。

これを受けて、当委員会は、令和4年8月18日の第1088回総会において、この取扱いについて審議した結果、労働委員会規則第5条第5項の規定に基づき、公労使の委員各2名で構成する「ヤマダホールディングスユニオン及びケーズホールディングスユニオンからの申立てに係る労働協約拡張適用に関する小委員会」（以下「小委員会」という。）を設置し、

- (1) 本件協約及び本件申立て等に係る事実関係の調査
- (2) 本件申立ての法第18条に規定する要件の適合性に関する調査審議を行うこととした。

引き続き、労働委員会規則第5条第6項の規定に基づき、同年9月1日付けで、小委員会の委員に、公益委員から木島千華夫委員、石川和宏委員、労働者委員から内山裕委員、菅原康弘委員、使用者委員から安田仁四委員、澤畑慎志委員がそれぞれ指名された。

なお、同年12月1日付けで当委員会委員の改選が行われたことに伴い、公益委員から、木島千華夫委員に代わって鈴木健秀委員、使用者委員から、安田仁四委員に代わって加藤祐一委員が小委員会の委員として新たに指名された。

2 調査審議の経過

(1) 令和4年9月15日、小委員会は第1回の会議を開催し、委員の互選により、木島千華夫委員を委員長として選出した。

同年12月1日付けで当委員会委員の改選が行われたことに伴い、同月15日、小委員会は第5回の会議を開催し、委員の互選により、木島千華夫委員に代わって、石川和宏委員を委員長として選出した。

(2) 小委員会は、次のとおり、令和5年4月26日まで計15回にわたり会議を開催し、協約当事者である組合をはじめ関係する労使からヒアリングを行うなどして事実関係の調査を行い、その結果を踏まえて、本件申立てが法第18条に規定する要件等を満たすかどうか等について調査審議を行った。その結果、後記第3に記載するとおり判断するに至った。

【小委員会における会議ごとの調査審議の内容】

令和4年9月15日 第1回

委員長を選出した後、小委員会の運営について審議

令和4年10月20日 第2回

小委員会における調査審議の進め方について審議

令和4年11月10日 第3回

ヒアリング内容について審議

令和4年11月24日 第4回

ヒアリング内容について審議

令和4年12月15日 第5回

石川和宏委員を委員長に選出した後、小委員会の運営について審議

令和5年1月19日 第6回

ヒアリング内容について審議

令和5年2月3日 第7回

協約当事者である組合からヒアリング

令和5年2月10日 第8回

協約当事者である使用者からヒアリング

令和5年2月16日 第9回
ヒアリング内容について審議

令和5年3月3日 第10回
ヒアリング内容について審議

令和5年3月23日 第11回
ヒアリング内容について審議

令和5年3月29日 第12回
拡張適用を受けることとなる使用者からヒアリング

令和5年4月6日 第13回
拡張適用を受けることとなる労働者が組織する労働組合及び使用者からヒアリング

令和5年4月20日 第14回
小委員会報告書（案）について審議

令和5年4月26日 第15回
小委員会報告書（案）及び総会における決議（案）について審議

第3 小委員会における調査審議の結果

1 法第18条の地域的拡張適用制度の趣旨

法第18条に規定する労働協約の地域的拡張適用制度は、同条所定の要件が満たされた場合、当該協約に定める労働条件を地域における公正労働条件として認めて、協約当事者である労使以外の労使にも適用することで、労働条件切下げ競争を防止し、協約当事者である労働者以外の労働者の労働条件を引き上げるなどの労働条件の維持改善を図るとともに、労働者間、使用者間の公正競争を確保し、協約関係者を保護しようとするものである。さらには、地域的拡張適用制度は当該協約締結に関与していない労使に対しても協約の規範的効力を及ぼすものであるため、拡張適用の要件の充足と要件が充足された場合に拡張適用を実際に行うことの妥当性について、慎重に判断することが望まれる。

以下、このような制度趣旨を踏まえつつ検討する。

2 法第18条第1項に規定する要件の該当性

法第 18 条第 1 項は、労働協約の地域的拡張適用の要件として、「一の地域において従業する同種の労働者の大部分が一の労働協約の適用を受けるに至った」ことを定めている。そして、法を所管する厚生労働省は、同条の趣旨につき「労働協約の拡張適用の決定をする手続として労働委員会の決議によることとしたのは、労働協約の地域的の一般的拘束力が、当該労働協約の当事者以外の労働者及び使用者に及ぶものであることに鑑み、その決定に当たっては、いわゆる使・労・公益の三者で構成されている労働問題の専門的機関である労働委員会がこれに関与することが適当であると考えられたからである」（厚生労働省労政担当参事官室編「六訂新版労働組合法労働関係調整法」。以下、この書籍の記述を「行政解釈」として適宜引用することとする。）とし、また、この要件を満たしているかどうかについては、専門的な行政委員会である労働委員会がその裁量によって判断することになるとの学説があるところである。以下、これらのことを踏まえて判断することとする。

(1) 「一の地域」について

ア 行政解釈は「一の地域」について、「その面積の広狭に関係はないが、連続した地域であることを要し、全く飛び離れた二つの地域を併せて「一の地域」とすることはできないものと解する」と、また、「その範囲は、必ずしも行政区画による必要はないが、明確でなければならない」とする。また、このことに加え、関係する労使に対しても説得的なものとなる地域であることを要すると考える。さらに、地域的拡張適用制度が本件協約の締結に関与していない労使にも本件協約に定める労働条件を適用させるものであることに鑑みれば、協約当事者の意向や拡張適用の決定を求める申立人の主張のみによって「一の地域」を決定することは適当でない。

イ 協約当事者である組合は、前記第 1 の 2 に記載したとおり、本件適用地域を法第 18 条第 1 項の「一の地域」として申し立てている。これについて協約当事者である組合は、その背景事情として、厚生労働大臣が茨城県全域を適用地域として地域的拡張適用を行う旨の決定・公告を行っているところ、この地域的拡張適用の終期は令和 5 年 5 月 31 日と定められており、同年 6 月 1 日以降更なる地域的拡張適用がなされる必要があるとするものの、茨城県全域を法第 18 条第 1 項の「一の地域」とするについての説得的な理由を述べていない。

ウ また、過去の地方労働委員会の決議では、「一の地域」について、市郡を単位とした事業場の立地の有無や産業立地条件等の見地から判断したものがある。

ところで、本件協約が適用される労働者が従業する場所は大型家電量販店であるところ、その大型家電量販店を営む事業主は、本県のみならず全国的にあるいは広域で大型家電量販店を出店していることからすれば、前述の地方労働委員会の決議事例に即して「一の地域」を判断することは適当とは言い難い。

エ しかしながら、茨城県全域を「一の地域」として本件協約の適用地域とすることは、都道府県という区域が、経済や産業の面での諸活動を把握する上での地理的範囲として、一般に認知されていると考えられること、また、行政解釈が求める「連続した地域」や「明確でなければならない」との要素を満たすとともに、客観的に確定できる区域として許容されるところからすれば、本件協約の締結に関与していない労使に対する説得性も有するものと思われる。

オ よって、本件においては、茨城県全域を法第 18 条第 1 項の「一の地域」として、後記（２）から（５）までの要件を満たすかどうか検討することとする。

（２）「同種の労働者」について

ア 行政解釈は「同種の労働者」について、法第 17 条にいう「同種の労働者」を引用する形で、当該労働協約の決定され得べき範囲によって決定されるとしている。また、学説では、「同種の労働者」について、当該労働協約の適用対象等の主観的・形式的事情だけではなく、職務内容、就業形態等を総合考慮して、当該協約を適用するにふさわしいか否かを検討すべきとするものがある。

そこで、このような点を踏まえ、本件申立てに係る「同種の労働者」について検討する。

イ 本件協約は、販売商品（「エアコン、冷蔵庫及び洗濯機」の 3 品目を含む。）、店舗面積（1,000 平方メートルを超える。）等により「大型家電量販店」を定義した上で、「大型家電量販店」を営む使用者に雇用され、これらの店舗を主たる就労場所とする、契約期間の定めがないフルタイムの労働者（管理職を除く。以下「大型家電量販店の無期雇用フルタイム労働者」という。）を「適用対象労働者」としている。協約当事者である組合は、「大型家電量販店の無期雇用フルタイム労働者」を「同種の労働者」として本件申立てを行っている。

ウ そこで、本件協約の「大型家電量販店の無期雇用フルタイム労働者」を「同種の労働者」としてとらえられるかについてであるが、協約当事者である使用者が営む店舗及び協約当事者である使用者以外の使用者が営む店舗における「大型家電量販店の無期雇用フルタイム労働者」の職務内容等は、接客や売場管理を中心とした、同等のものであると言え、この点については、協約当事者である使用者及び協約当事者である使用者以外の使用者も認めるところである。これは、大型家電量販店における大量仕入れ・大量販売を中心とした営業に係る仕組みは使用者や店舗によって異なるものではなく、このために、店舗の現場で働く労働者の職務内容等も同じようなものとならざるを得ないためと考えられる。

したがって、本件協約の「大型家電量販店の無期雇用フルタイム労働者」を「同種の労働者」としてとらえることに問題はないと考えられる。

(3) 「大部分」が「適用を受ける」について

ア 法第 18 条においては、「大部分」の具体的比率を規定していないが、行政解釈では、法第 17 条の「一の工場事業場に常時使用される同種の労働者の 4 分の 3 以上の数の労働者が一の労働協約の適用を受けるに至ったときは、当該工場事業場に使用される他の同種の労働者に関しても、当該労働協約が適用されるものとする。」との規定に言及した上で、どのような状態をもって「大部分」とするかは、個々具体的事案について判断するほかないとしている。

そこで、この点を踏まえ、本件申立てに係る「大部分」が「適用を受ける」ことについて検討する。

イ 協約当事者である使用者が営む「大型家電量販店」の店舗数は、申立書によれば、茨城県内に合計で 53 店舗あり、これらの使用者に雇用されて従業する「大型家電量販店の無期雇用フルタイム労働者」は、協約当事者である使用者からのヒアリングによれば、合計で 633 名程度である。協約当事者である各労使の間ではユニオン・ショップ協定が締結されており、「大型家電量販店の無期雇用フルタイム労働者」の全員が協約当事者である組合のいずれかに加入し、本件協約の適用対象者となっている。また、拡張適用を受けることとなる、協約当事者である使用者以外の使用者からのヒアリングにおける回答に基づき集計すれば、茨城県内には、これらの使用者が営む店舗で、「大型家電量販店」に該当する店舗が 2 使用者に合計で 5 店舗あり、これらの使用者に雇用されて従業する「大型家電量販店の無期雇用フルタイム労働者」は合計で 60 名である。このため、「同種の労働者」の総数は 693 名程度である。

ウ したがって、「同種の労働者」の 91.3 パーセントが本件協約の適用を受けていることとなり、「同種の労働者」の「大部分」が本件協約の「適用を受ける」との要件を満たしていると判断してよいと考えられる。

(4) 「一の労働協約」について

ア 法第 14 条において、労働組合と使用者又はその団体との間の労働条件その他に関する労働協約は、書面に作成し、両当事者が署名し、又は記名押印することによってその効力を生ずることとされている。

イ そこで、本件協約を見るに、本件協約は、年間所定休日日数について協約当事者である使用者に共通の最低基準を定めることを目的として、協約当事者である組合及び協約当事者である使用者が連名で記名押印の上締結された単一の労働協約であり、「一の労働協約」に該当すると判断してよいと考えられる。

ウ 協約当事者である各労使においては、本件協約とは別に、年間所定休日日数を

含む労働条件全般についての労働協約を締結しているが、このことは、本件協約が「一の労働協約」に該当することの妨げとはならないと考えられる。

(5) 「一の労働協約の適用を受けるに至ったとき」について

ア 前記第1の2で記載したとおり、本件申立ては令和4年7月28日になされているところ、本件協約の有効期間は、令和5年6月1日から令和7年5月31日までの2年間とされていることから、本件申立て時には、本件協約は有効期間の始期に至っておらず、「一の労働協約の適用を受けるに至ったとき」の要件該当性が問題となる。

イ 「一の労働協約の適用を受けるに至ったとき」について言及した行政解釈が見当たらないことから、小委員会は、協約当事者である組合に対し、その解釈に係る釈明を求めた。

小委員会からの求釈明に対し、協約当事者である組合からは、大臣決定に係る労働協約と本件協約は、締結日と有効期間が異なるが、その第2条から第7条までは同文であって、各労働協約が定める適用対象地域、適用対象事業場、適用対象となる労働者及び使用者の範囲は同一であり、適用される労働条件等についても同一内容の労働条件を定めており、さらに有効期間が連続しており切れ目がないことから、この2労働協約の全体が法第18条第1項に規定する「一の労働協約」に該当し、本件協約の適用対象となる労働者は、この「一の労働協約」の適用対象者でもあって、同項に規定する「一の労働協約の適用を受けるに至ったとき」を充足している旨の回答があった。

ウ 上記イの回答がなされたが、本件申立て時における「適用を受けるに至ったとき」の要件該当性に疑問があった。

そこで、小委員会は、その解釈について、本件の事例を踏まえ、厚生労働省にその見解を求めたところ、同省から、「一の労働協約の適用を受けるに至ったとき」については、一の労働協約について現に労働者が労働協約の適用を受けている場合を指すと考えられ、法第18条第1項の規定に基づく労働委員会の決議による知事の決定は、労働協約の有効期間開始以降に効力を生じるものである必要があるが、将来の有効期間の始期を定めた労働協約が成立した場合に、当該労働協約の有効期間開始前に、当該労働協約の効力発生を停止条件として同項に基づく決議及び決定を行うこと自体は可能と解されるとの解釈が示された。

なお、本件申立てにおいては、当該解釈に基づき判断することは差し支えないものと考えられる。

エ 上記ウの解釈に従えば、将来の有効期間の始期を定めた本件協約は成立しており、令和5年6月1日に本件協約の有効期間が開始されるものであることから、その開始日である同日が、「一の労働協約の適用を受けるに至ったとき」と解し、

本件協約の有効期間開始前に、本件協約の効力が発生することを停止条件として決議及び決定を行うことは、行政行為として許容されるものと考えられる。

3 本件協約の拡張適用を行うことの妥当性について

(1) 前記2の(1)から(5)までに掲げる要件を満たし、法第18条第1項の「一の地域において従業する同種の労働者の大部分が一の労働協約の適用を受けるに至った」と認められる場合において、当委員会の決議・茨城県知事の決定により、本件協約の拡張適用を行うに当たっては、前記1に掲げた地域的拡張適用制度の趣旨に照らして妥当と解されることについても検討すべきである。

(2) 厚生労働省が実施した「令和4年就労条件総合調査」によれば、令和3年の労働者1人平均年間休日総数は115.3日であり、本件協約が最低基準として設定する年間所定休日日数111日はこれを4.3日下回るものである。

(3) 協約当事者である組合は、他の地域の大型家電量販店において、企業間競争が行われる中で年間所定休日日数が引き下げられた事例を取り上げており、今後、年間所定休日日数が引き下げられる事態が生ずる可能性も否定できない。加えて、協約当事者である使用者も、ヒアリングにおいて、拡張適用がなされない場合、過当競争により労働条件が切り下げられ、公正な競争が害されるおそれがある旨主張している。

このようなことから、本件協約の拡張適用によって、年間所定休日日数について、本件協約に定める基準を下回る日数への切下げを防止することは、当該地域における労働者の労働条件を維持改善するとともに、使用者間の格差を防止し、公正競争の確保に資するものとして、地域的拡張適用制度の趣旨にかなうと解される。

(4) なお、協約当事者である使用者以外の2使用者のうち、1使用者は、ヒアリングにおいて、本件協約を下回る年間所定休日を設定していたところ、大臣決定に係る労働協約の拡張適用を受け、労使協定を締結することにより、本件適用地域の大型家電量販店での年間所定休日日数を111日とした旨、さらには、就業規則を改正することにより、令和5年4月1日から年間所定休日日数を111日に引き上げる旨述べている。

しかしながら、上記(3)に記載したように年間所定休日日数が引き下げられる事態が生ずる可能性も否定できず、拡張適用を行うことの必要性がないとは、一概に言えないと思料される。

(5) 拡張適用を受けることとなる使用者は、拡張適用される労働条件については、それを下回る労働条件設定が制約されるほか、全国一律に労働条件を設定している企業のように当該地域を越えて企業単位で統一的に労働条件を決定している場合や、

拡張適用される労働条件（本件協約にあっては年間休日）よりも他の労働条件（例えば、賃金）の改善を優先すべきと考える経営判断などに、一定の影響が及ぶことから、協約当事者である使用者以外の使用者から強い抵抗感を示されたことも事実である。

しかし、使用者がこうした制約を受けることは、地域的拡張適用制度が、その制度趣旨から、当然に予定していることと考えられるものであり、本件においては、前述したとおり、労働者1人平均年間休日総数の115.3日を4.3日下回る水準であって、業界全体として年間所定休日日数の底上げを図ろうとすることは、それ自体不当なものであるとは認められない。

(6) 拡張適用を受けることとなる、協約当事者である使用者以外の使用者に雇用される労働者が、別個の労働組合を組織している場合には、拡張適用が当該労働組合の団体交渉権を侵害することにならないかが問題となり得る。この点、本件協約は最低基準効を設定するものであり、より有利な労働条件設定を妨げるものではない（本件協約第7条）。また、本件において協約当事者である使用者以外の2使用者のうち、1使用者においては、その労働者を組織する労働組合が存在するが、ヒアリングにおける回答によれば、既に労使の協議により本件協約を上回る年間所定休日が設定されており、拡張適用にも賛意を表している。もう一つの使用者には、労働組合が存在せず、別組合の団体交渉権侵害の問題は生じない。

(7) さらに、本件協約の拡張適用の申立ては、地域内の労働条件を統一的に規律する拡張適用制度を、もっぱら当該地域における競業企業の排除や新規参入排除を目的とするなど、拡張適用制度の趣旨を逸脱し、競争制限を目的に制度を濫用的に利用しようとするような特段の事情が認められるものでもない。

(8) 以上のことから、本件協約の拡張適用を行うことは、法第18条第1項の趣旨にも適合し、妥当と解される。

4 決議及び決定の効力発生始期並びに拡張適用の終期について

(1) 決議及び決定を行うに当たっては、本件協約の有効期間が開始される令和5年6月1日を始期とすることが相当である。

(2) また、拡張適用の終期は、本件協約の有効期間が満了する令和7年5月31日までであることを明らかにするべきである。

第4 調査審議を終えて

法第18条には、その要件の適合性を判断する上での基準や手続に関する規定が欠け

ていることから、本件申立てに係る調査審議を行うに当たり、小委員会は大変苦慮したところである。法第 18 条に関して、明確な取扱いが可能となるよう、例えば政省令の整備等が望まれるものである。

なお、小委員会の議論の過程で、使用者委員から、本件協約の拡張適用に関し、次のような意見があった。

- (1) 法律に則って事業を進めていた企業が、ある日突然、図らずも労働協約の地域的拡張適用を強いられることは不合理である。法第 18 条の規定とはいえ、違和感を覚える制度である。拡張適用を受ける企業に対し、一方的に不利な競争条件を課し公正な競争を阻害することにならないか懸念される。
- (2) 拡張適用を受ける企業においては、基本的労働条件である年間休日について、茨城県内の店舗だけが他の地域と異なる休日日数を設定することを強いられるということが起こっている。これは、同一企業でありながら異なる労働条件となる労働者間のあつれきを生む可能性、全国展開の企業内店舗間異動への支障や出店計画・事業継続自体の見直しに至る可能性及び自由な事業展開を行う上で著しい阻害要因となる可能性がある。特に、他社と異なる戦略・ビジネスモデルを武器に競争を行う企業にとって、その特徴を弱める可能性がある。これは、ひいては消費者に不利益を及ぼすことにもなりかねないと考える。
- (3) 年間休日日数は、全体の労働条件の一部であり、付加価値を賃金か休日か福利厚生かいずれかに配分するかは企業の自由な選択に委ねられている。拡張適用を実施することは、これまで賃金重視で賃金水準が優位にある企業の労務管理や採用戦略における独自性を阻害することにならないか懸念される。

決 議

令和4年7月28日、ヤマダホールディングスユニオン中央執行委員長三浦広和及びケーズホールディングスユニオン執行委員長川瀬武彦から茨城県知事に対して、労働組合法（以下「法」という。）第18条第1項の規定に基づき、同年5月13日付けでヤマダホールディングスユニオン及びケーズホールディングスユニオン（以下「協約当事者である組合」と総称する。）と株式会社ヤマダデンキ及び株式会社ケーズホールディングス（以下「協約当事者である使用者」と総称する。）との間で締結された別紙「年間所定休日に関する労働協約」（以下「本件協約」という。）の第2条から第8条までの各条項について、本件協約第2条（1）に規定する「適用地域」内において同条（2）に規定する「大型家電量販店」に該当する店舗を営む事業主及び当該事業主に雇用される労働者のうち、同条（6）に定める「適用対象労働者」に該当する者に拡張適用する旨の決定を求める申立て（以下「本件申立て」という。）があった。

令和4年8月17日、茨城県労働委員会（以下「当委員会」という。）は、茨城県知事から、法第18条第1項の規定に基づき、決議が求められたので、本件申立てについて、自己に直接利害関係がある委員を除いて、事実関係の調査を行い、慎重審議の結果、令和5年5月18日第1098回総会において、同項及び労働組合法施行令第15条の規定に基づき、次のとおり決議する。

主 文

本件協約は、その効力発生を停止条件として、次のとおり拡張適用することが適当である。

1 適用する労働協約の条項

本件協約第2条から第8条までの各条項

2 適用する地域

茨城県全域

3 適用する使用者及び労働者

上記2に記載する地域内において、本件協約第2条（2）に規定する「大型家電量販店」に該当する店舗を営む事業主及び当該事業主に雇用される労働者のうち、同条（6）に規定する「適用対象労働者」に該当するもの

4 拡張適用の期間

令和5年6月1日から令和7年5月31日まで

理 由

1 法第 18 条に規定する労働協約の地域的拡張適用制度は、同条所定の要件が満たされた場合、当該協約に定める労働条件を地域における公正労働条件として認めて、協約当事者である労使以外の労使にも適用することで、労働条件切下げ競争を防止し、協約当事者である労働者以外の労働者の労働条件を引き上げるなどの労働条件の維持改善を図るとともに、労働者間、使用者間の公正競争を確保し、協約関係者を保護しようとするものである。

当委員会は、地域的拡張適用の制度趣旨を踏まえ、本件申立てが法第 18 条に規定する要件を充足するかどうか、本件協約を拡張適用することが妥当かどうか等について、調査結果に基づき慎重に検討を行った。

2 「一の地域」について

(1) 法第 18 条第 1 項の「一の地域」については、その面積の広狭に関係はないが、連続した地域であることを要し、全く飛び離れた二つの地域を併せて「一の地域」とすることはできず、また、その範囲は、必ずしも行政区画による必要はないが、明確でなければならない。また、このことに加え、関係する労使に対しても説得的なものとなる地域であることを要する。さらに、地域的拡張適用制度が本件協約の締結に関与していない労使にも本件協約に定める労働条件を適用させるものであることに鑑みれば、協約当事者の意向や拡張適用の決定を求める申立人の主張のみによって「一の地域」を決定することは適当でない。

(2) 協約当事者である組合は、茨城県全域を「一の地域」として申し立てている。これについて協約当事者である組合は、その背景事情として、令和 3 年 9 月 22 日に厚生労働大臣が茨城県全域を適用地域として地域的拡張適用を行う旨の決定・公告を行っているところ、この地域的拡張適用の終期は令和 5 年 5 月 31 日と定められており、同年 6 月 1 日以降更なる地域的拡張適用がなされる必要があるとするものの、茨城県全域を法第 18 条第 1 項の「一の地域」とするについての説得的な理由を述べていない。

(3) しかしながら、茨城県全域を「一の地域」として本件協約の適用地域とすることは、都道府県という区域が、経済や産業の面での諸活動を把握する上での地理的範囲として、一般に認知されていると考えられること、また、「連続した地域」や「明確でなければならない」との要素を満たすとともに、客観的に確定できる区域として許容されると思料されることからすれば、本件協約の締結に関与していない労使に対する説得性も有するものと思われる。

(4) なお、過去の地方労働委員会の決議では、「一の地域」について、市郡を単位とした事業場の立地の有無や産業立地条件等の見地から判断したものがあがるが、本件協約が適用される労働者が従業する場所は大型家電量販店であるところ、その大型家

電量販店を営む事業主は、本県のみならず全国的にあるいは広域で大型家電量販店を出店していることからすれば、前述の地方労働委員会の決議事例に即して「一の地域」を判断することは適当とはいえない。

(5) よって、本件については、茨城県全域を「一の地域」として、後記3から6までの要件を満たすかどうか検討することが適当である。

3 「同種の労働者」について

本件協約第2条(6)に規定する「適用対象労働者」は、協約当事者である使用者が営む大型家電量販店(本件協約第2条(2)に規定する要件を充足するものに限る。以下同じ。)を主たる就労場所として従業する「無期雇用フルタイム労働者」であり、協約当事者である組合からの申立ては、同様に大型家電量販店で従業する「無期雇用フルタイム労働者」について拡張適用を求めるものである。大量仕入れ・大量販売を中心とした大型家電量販店の営業に係る仕組みは企業、地域、店舗によって異なるものではないことから、大型家電量販店における「無期雇用フルタイム労働者」の職務内容等は、接客や売場管理を中心とした、同等のものであると考えられる。

したがって、大型家電量販店で従業する「無期雇用フルタイム労働者」に該当する者を「同種の労働者」と考えてよい。

4 「大部分」が「適用を受ける」について

茨城県内には、協約当事者である使用者が営む「大型家電量販店」の店舗数は、本件申立て時には茨城県内に合計で53店舗あり、これらの使用者に雇用されて大型家電量販店で従業する「無期雇用フルタイム労働者」は、合計で633名程度である。協約当事者である労使の間ではそれぞれユニオン・ショップ協定が締結されており、「無期雇用フルタイム労働者」の全員が協約当事者である組合のいずれかに加入し、本件協約の適用対象者となっている。また、茨城県内には、協約当事者である使用者以外の使用者が営む大型家電量販店が2使用者に合計で5店舗あり、これらの使用者に雇用されて大型家電量販店で従業する「無期雇用フルタイム労働者」は合計で60名である。このため、「同種の労働者」の総数は693名程度である。

したがって、「同種の労働者」の91.3パーセントが本件協約の適用を受けていることとなり、「同種の労働者」の「大部分」が本件協約の「適用を受ける」に至っていると認められる。

5 「一の労働協約」について

本件協約は、年間所定休日日数について協約当事者である使用者に共通の最低基準を定めることを目的として、協約当事者である組合及び協約当事者である使用者が連名で記名押印の上締結された単一の労働協約であり、「一の労働協約」と認められる。

6 「一の労働協約の適用を受けるに至ったとき」について

(1) 本件申立ては令和4年7月28日になされているところ、本件協約の有効期間は、令和5年6月1日から令和7年5月31日までの2年間とされていることから、本件申立て時には、本件協約は有効期間の始期に至っておらず、「一の労働協約の適用を受けるに至ったとき」の要件該当性が問題となる。

(2) 厚生労働省の解釈では、「一の労働協約の適用を受けるに至ったとき」について、一の労働協約について現に労働者が労働協約の適用を受けている場合を指すと考えられ、法第18条第1項の規定に基づく労働委員会の決議による知事の決定は、労働協約の有効期間開始以降に効力を生じるものである必要があるが、将来の有効期間の始期を定めた労働協約が成立した場合に、当該労働協約の有効期間開始前に、当該労働協約の効力発生を停止条件として同項に基づく決議及び決定を行うこと自体は可能と解されるとしている。

(3) 上記(2)の解釈に従えば、将来の有効期間の始期を定めた本件協約は成立しており、令和5年6月1日に本件協約の有効期間が開始されるものであることから、その開始日である同日が、「一の労働協約の適用を受けるに至ったとき」と解し、本件協約の有効期間開始前に、本件協約の効力が発生することを停止条件として決議及び決定を行うことは、行政行為として許容されると判断する。

7 以上により、本件については、本件協約の有効期間の開始日である令和5年6月1日から、「一の地域」を茨城県全域とした上で、法第18条第1項に規定する「一の地域において従業する同種の労働者の大部分が一の労働協約の適用を受ける」場合に該当するということができる。

8 さらに、本件協約の拡張適用を行われることは、次のとおり、地域内に所在する大型家電量販店で従業する労働者の労働条件に及ぼす影響その他の事情を考慮して、法第18条の趣旨にも適合し、妥当であると判断する。

(1) 協約当事者である組合は、他の地域においては、過去に、大型家電量販店の企業間競争が行われる中で年間所定休日日数が引き下げられた事例を取り上げており、今後、年間所定休日日数が引き下げられる事態が生ずる可能性も否定できない。

このようなことから、本件協約の拡張適用によって、年間所定休日日数について、本件協約に定める基準を下回る日数への切下げを防止することは、当該地域における労働者の労働条件を維持改善するとともに、使用者間の格差を防止し、公正競争の確保に資するものとして、制度の趣旨にかなうものである。

(2) 他方、本件申立てにおいては、他企業の新規参入を排除するなど競争を制限するために拡張適用制度を濫用的に利用したような事情はうかがわれず、その他拡張適用を否定すべき特別の事由も認められない。

9 決定を行うに当たっては、本件協約の有効期間が開始される令和5年6月1日を始期とすることが相当である。

また、拡張適用の効力の終期は、本件協約の有効期間が満了する令和7年5月31日となる。

10 よって、当委員会は、主文のとおり決議する。

令和5年5月18日

茨城県労働委員会
会 長 亀田 哲也

(別紙省略)

[資料]

第1表 調整事件処理状況一覧表

(昭21.5～令5.12)

区分		期間別									計
		21年 ～ 30年	31年 ～ 40年	41年 ～ 50年	51年 ～ 60年	61年 ～ 70年	8年 ～ 17年	18年 ～ 27年	28年 ～ 5年		
あ つ せ ん	申請件数	142	180	173	138	55	60	67	16	831	
	規則 65 II	—	—	1	—	1	3	12	1	18	
	取下げ	8	11	30	19	10	10	12	1	101	
	解決	123	139	83	77	32	38	25	8	525	
	打切り	10	31	59	42	11	10	18	4	185	
	打切り(不参加)	/	/	/	/	/	/	/	2	2	
	移管	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
翌年へ繰越し	1	—	—	1	1	—	—	—	/		
調 停	申請件数	17	3	2	—	2	2	1	—	27	
	規則 70 II	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
	取下げ	3	1	1	—	—	—	—	—	5	
	解決	10	1	—	—	1	1	1	—	14	
	不調打切り	3	1	1	—	1	1	—	—	7	
	移管	1	—	—	—	—	—	—	—	1	
仲 裁	申請件数	—	—	1	—	—	—	—	—	1	
	規則 79	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
	取下げ	—	—	1	—	—	—	—	—	1	
	裁定	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
	打切り	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
	移管	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
合計		159	183	176	138	57	62	68	16	859	

(注1) 「翌年へ繰越し」とは、集計期間の最終年から翌年へ繰り越した数である。

(注2) 被申請者の不参加により不開始又は打切りとなったあっせん事件は、平成28年8月18日より前に申請があったものについては「規則65 II」に、同日以降に申請があったものについては、手続の見直しにより「打切り(不参加)」に計上している。

第2表 主要要求事項別調整事件数

(昭21.5～令5.12)

期間別 要求事項		21年	31年	41年	51年	61年	8年	18年	28年	計
		30年	40年	50年	60年	7年	17年	27年	5年	
組合承認 ・組合活動		—	1	1	5	12	7	3	1	30
協約締結・改定		20	7	3	1	3	—	—	1	35
協約効力・解釈		1	—	7	3	1	2	5	1	20
賃 金 等	賃金増額	39	92	74	31	16	6	1	1	260
	一時金	25	29	33	35	17	9	4	1	153
	諸手当	—	4	4	4	—	2	—	—	14
	その他賃金に 関するもの	16	5	—	12	5	8	6	2	54
	退職金・年金	9	—	4	4	1	2	—	1	21
	解雇及び 休業手当	2	1	—	2	—	1	—	—	6
給与 以外 の 労働 条件	労働時間	—	—	1	1	—	2	1	—	5
	休日・休暇	—	1	1	1	1	3	2	1	10
	作業方法 の変更	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	定年制	—	—	—	—	—	—	1	—	1
	その他の 労働条件	2	—	—	1	2	2	1	—	8
経 営 又 は 人 事	事業休止 ・操短等	13	3	1	1	1	—	—	—	19
	企業合併 ・営業譲渡	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	人員整理	5	1	3	5	—	—	1	—	15
	配置転換	—	—	—	6	1	6	5	1	19
	解雇	16	21	5	7	—	12	13	3	77
	その他の 経営人事	6	2	6	3	—	—	2	1	20
福利厚生		—	—	—	—	—	—	—	—	—
団交促進		4	16	28	38	19	45	37	6	193
事前協議制		—	—	—	3	1	1	—	—	5
その他		1	—	5	3	—	7	8	2	26
合計		159	183	176	166	80	115	90	22	991

(注) 昭和56年以降の欄の合計及び計欄の合計は、申請事項が2項目以上あるため、第1表・第3表の各表の合計と一致しない。
 なお、昭和55年以前については、主な申請事項を件数として計上したものである。

第3表 調整事件業種別一覧表

(昭21. 5～平14. 12)

業種別		期間別						計
		21年 ～ 30年	31年 ～ 40年	41年 ～ 50年	51年 ～ 60年	61年 ～ 70年	80年 ～ 89年	
農 林 水 産 業		2	—	—	—	—	—	2
鉱 業		17	4	2	1	—	—	24
建 設 業		4	2	2	—	—	—	8
製 造 業	食 料 品	8	12	4	4	4	1	33
	織 維 ・ 衣 服	5	14	9	2	—	—	30
	木 材 ・ 木 製 品 ・ 家 具 等	4	2	9	1	—	—	16
	出 版 ・ 印 刷	5	1	—	—	—	2	8
	化 学	3	2	2	1	—	—	8
	窯 業 ・ 土 石	3	5	2	—	1	1	12
	鉄 鋼 ・ 非 鉄 金 属 ・ 金 属	3	2	2	1	—	—	8
	一 般 機 械 器 具	29	22	17	3	1	—	72
	電 気 機 械 器 具	7	2	5	5	5	1	25
	精 密 機 械 器 具	—	—	—	2	—	—	2
上 記 以 外 の 製 造 業		4	2	18	4	2	3	33
電 気 ・ ガ ス ・ 水 道 業		—	—	—	—	—	—	—
運 輸 ・ 通 信 業	道 路 旅 客 運 送 業	39	35	26	22	5	3	130
	道 路 貨 物 運 送 業	9	14	6	10	7	5	51
	上 記 以 外 の 運 輸 ・ 通 信 業	—	—	—	—	—	—	—
卸 売 ・ 小 売 業		6	7	7	10	1	2	33
金 融 ・ 保 険 業		3	13	6	14	3	—	39
不 動 産 業		—	—	—	—	—	—	—
サ ー ビ ス 業	協 同 組 合	—	—	—	7	6	2	15
	医 療 ・ 保 健 及 び 清 掃 業	2	7	8	5	12	10	44
	教 育	—	—	—	22	8	12	42
	上 記 以 外 の サ ー ビ ス 業	3	33	42	19	2	6	105
公 務		3	4	3	2	—	—	12
分 類 不 能		—	—	6	3	—	—	9
合 計		159	183	176	138	57	48	761

(平15.1～平20.12)

業種別	期間別	15年	18年	計
		17年	20年	
農・林・漁業		—	—	—
鉱業		—	—	—
建設業		—	—	—
製造業	食料品	—	—	—
	繊維・衣服	—	—	—
	木材・木製品・家具等	—	—	—
	印刷関連	—	—	—
	化学	—	1	1
	窯業・土石	—	—	—
	鉄鋼・非鉄金属・金属	1	—	1
	一般機械器具	1	—	1
	電気機械器具	—	—	—
	精密機械器具	—	—	—
上記以外の製造業	—	1	1	
電気・ガス・熱供給・水道業		—	—	—
情報通信業		—	1	1
運輸業	道路旅客運送業	1	1	2
	道路貨物運送業	—	2	2
	上記以外の運輸業	1	1	2
卸売・小売業		—	1	1
金融・保険業		—	—	—
不動産業		—	1	1
飲食店、宿泊業		—	—	—
医療、福祉		4	4	8
教育、学習支援業		5	3	8
複合サービス事業		—	—	—
サービス業		1	2	3
公務		—	1	1
分類不能		—	—	—
合計		14	19	33

(平21.1～令5.12)

業種別	期間別	21年	28年	計
		27年	5年	
農・林・漁業		—	—	—
鉱業、採石業、砂利採取業		—	—	—
建設業		3	—	3
製造業	食料品	2	—	2
	繊維	—	—	—
	木材・木製品・家具等	—	—	—
	印刷関連	—	—	—
	化学	—	—	—
	窯業・土石	1	—	1
	鉄鋼・非鉄金属・金属	—	—	—
	はん用機械器具	—	—	—
	生産用機械器具	—	—	—
	業務用機械器具	—	—	—
上記以外の製造業	4	—	4	
電気・ガス・熱供給・水道業		—	—	—
情報通信業		1	—	1
運輸業、郵便業	道路旅客運送業	3	1	4
	道路貨物運送業	4	4	8
	上記以外の運輸業	2	2	4
	郵便業	—	—	—
卸売業、小売業		8	—	8
金融業、保険業		1	—	1
不動産業、業、物品賃貸業		1	—	1
学術研究、専門・技術サービス業		2	—	2
宿泊業、飲食サービス業		3	—	3
生活関連サービス業、娯楽業		—	—	—
教育、学習支援業		8	3	11
医療、福祉		2	6	8
複合サービス事業		1	—	1
サービス業		3	—	3
公務		—	—	—
分類不能		—	—	—
合計		49	16	65

(注) 平成15年1月及び平成21年1月に業種分類が一部変更された。

第4表 個別的労使紛争に係るあっせん事件処理状況一覧表

(平13.10～令5.12)

区分	期間別			計
	13年 ～ 17年	18年 ～ 27年	28年 ～ 5年	
申請件数	21	30	31	82
不開始	8	21	3	32
取下げ	2	3	2	7
解決	6	5	7	18
打切り	5	—	4	9
打切り(不参加)			15	15
翌年へ繰越し	—	1	1	

(注1) 「翌年へ繰越し」とは、期間の最終年から翌年へ繰り越した数である。

(注2) 被申請者の不参加により不開始又は打切りとなった事件は、平成28年8月18日より前に申請があったものについては「不開始」に、同日以降に申請があったものについては、手続の見直しにより「打切り(不参加)」に計上している。

第5表 主要要求事項別個別的労使紛争に係るあっせん事件数

(平13.10～令5.12)

要求事項	期間別			計	
	13年 ～ 17年	18年 ～ 27年	28年 ～ 5年		
経営 又は 人事	解雇	7	15	9	31
	配置転換等	—	2	—	2
	復職	1	1	1	3
	退職	8	3	4	15
	その他	2	1	—	3
賃 金 等	賃金未払	3	1	1	5
	賃金増額 ・減額	1	1	1	3
	退職一時金	8	1	2	11
	解雇手当	2	2	—	4
	その他	2	4	3	9
労働条件等	2	6	1	9	
職場の人間関係	—	4	18	22	
その他	5	5	3	13	
合計	41	46	43	130	

第6表 個別的労使紛争に係るあっせん事件業種別一覧表

(平13.10~平14.12)

(平15.1~平20.12)

(平21.1~令5.12)

期間別		13年	期間別		15年	18年	計	期間別		21年	28年	計
業種別		14年	業種別		17年	20年		業種別		27年	5年	
農林水産業		—	農・林・漁業		—	—	—	農・林・漁業		—	—	—
鉱業		—	鉱業		—	—	—	鉱業、採石業、 砂利採取業		—	—	—
建設業		—	建設業		4	—	4	建設業		2	4	6
製 造 業	食料品	—	食料品		1	—	1	食料品		—	2	2
	繊維・衣服	—	繊維・衣服		—	—	—	繊維		—	—	—
	木材・木製品 ・家具等	—	木材・木製品 ・家具等		—	—	—	木材・木製品 ・家具等		—	—	—
	出版・印刷	1	印刷関連		—	—	—	印刷関連		—	—	—
	化学	—	化学		—	—	—	化学		—	—	—
	窯業・土石	—	窯業・土石		—	—	—	窯業・土石		—	—	—
	鉄鋼・非鉄金属 ・金属	—	鉄鋼・非鉄金属 ・金属		6	—	6	鉄鋼・非鉄金属 ・金属		—	—	—
	一般機械器具	—	一般機械器具		—	—	—	はん用機械器具		—	—	—
	電気機械器具	—	電気機械器具		—	—	—	生産用機械器具		—	—	—
	精密機械器具	—	精密機械器具		—	—	—	業務用機械器具		3	—	3
上記以外の 製造業	1	上記以外の 製造業		—	—	—	上記以外の 製造業		1	4	5	
電気・ガス・水道業		—	電気・ガス・ 熱供給・水道業		—	—	—	電気・ガス・ 熱供給・水道業		—	1	1
運 輸 ・ 通 信 業	道路旅客運送業	—	情報通信業		—	—	—	情報通信業		—	—	—
	道路貨物運送業	1	運 道 路 旅 客 運 送 業		—	1	1	運 道 路 旅 客 運 送 業		—	—	—
	上記以外の 運輸・通信業	—	運 道 路 貨 物 運 送 業		2	—	2	運 道 路 貨 物 運 送 業		1	—	1
卸売・小売業		—	業 運 輸 上 記 以 外 の 業		—	1	1	業 運 輸 上 記 以 外 の 業		—	—	—
金融・保険業		—	卸売・小売業		—	3	3	郵便業		—	—	—
不動産業		—	金融・保険業		1	1	2	卸売業、小売業		2	6	8
サ ー ビ ス 業	協同組合	—	不動産業		—	—	—	金融業、保険業		—	—	—
	医療、保健 及び清掃	—	飲食店、宿泊業		—	—	—	不動産業、 不物品賃貸業		—	2	2
	教育	—	医療、福祉		—	3	3	学術研究、 専門・技術サービス業		1	2	3
	上記以外の サービス業	1	教育、学習支援業		1	—	1	宿泊業、 飲食サービス業		1	—	1
公務		—	複合サービス事業		1	—	1	生活関連サービス業、 娯楽業		—	—	—
分類不能		—	サービス業		1	—	1	教育、学習支援業		1	2	3
合計		4	公務		—	—	—	医療、福祉		2	5	7
			分類不能		—	—	—	複合サービス事業		—	—	—
			合計		17	9	26	サービス業		6	3	9
								公務		1	—	1
								分類不能		—	—	—
								合計		21	31	52

(注) 平成15年1月及び平成21年1月に業種分類が一部変更された。

第7表 不当労働行為事件処理状況一覧表

(昭22.5～令5.12)

区分		期間別								
		22年 30年	31年 40年	41年 50年	51年 60年	61年 7年	8年 17年	18年 27年	28年 5年	計
申立件数		27	36	77	35	28	56	34	10	303
却下		—	2	—	—	—	—	1	—	3
命令	全部救済	2	—	6	5	3	1	4	—	21
	一部救済	—	1	9	5	4	11	5	5	40
	棄却	1	—	—	—	1	1	2	1	6
和解	無関与	3	23	8	5	—	22	3	—	64
	関与	16	3	32	17	12	20	10	3	113
取下げ		5	6	14	9	4	5	10	1	54
翌年へ繰越し		—	1	9	3	7	3	2	2	

(注1) 「翌年へ繰越し」とは、期間の最終年から翌年へ繰り越した数である。

(注2) 和解の区分について

平成17年までは、「自主和解」と「関与和解」に区分していたが、平成18年からは、「無関与和解」と「関与和解」に区分することとした。

「無関与和解」とは、自主和解及び労働委員会以外の第三者（裁判所等）の関与による和解をいう。「関与和解」とは、労働委員会の関与による和解をいい、当委員会における関与和解のほか中央労働委員会の関与により和解した事件を含む。

第8表 不当労働行為事件業種別一覧表

(昭22.5～平14.12)

業種別		期間別						計
		22年 ～ 30年	31年 ～ 40年	41年 ～ 50年	51年 ～ 60年	61年 ～ 70年	8年 ～ 14年	
農 林 水 産 業		—	—	3	—	—	—	3
鉱 業		6	3	2	1	—	—	12
建 設 業		—	—	—	—	—	—	—
製 造 業	食 料 品	1	3	3	4	1	2	14
	織 維 ・ 衣 服	1	1	1	—	—	—	3
	木 材 ・ 木 製 品 ・ 家 具 等	—	—	9	1	—	—	10
	出 版 ・ 印 刷	—	—	—	—	—	—	—
	化 学	—	—	—	1	—	—	1
	窯 業 ・ 土 石	—	—	1	1	1	—	3
	鉄 鋼 ・ 非 鉄 金 属 ・ 金 属	—	—	1	—	1	—	2
	一 般 機 械 器 具	3	5	4	—	1	—	13
	電 気 機 械 器 具	4	2	5	6	5	12	34
	精 密 機 械 器 具	—	—	5	3	—	2	10
上 記 以 外 の 製 造 業		—	—	5	—	2	2	9
電 気 ・ ガ ス ・ 水 道 業		—	—	—	—	—	1	1
運 輸 ・ 通 信 業	道 路 旅 客 運 送 業	3	6	11	3	—	10	33
	道 路 貨 物 運 送 業	2	2	3	1	—	3	11
	上 記 以 外 の 運 輸 ・ 通 信 業	—	—	—	1	5	2	8
卸 売 ・ 小 売 業		—	6	2	1	—	1	10
金 融 ・ 保 険 業		—	1	—	2	—	—	3
不 動 産 業		—	—	—	—	—	—	—
サ ー ビ ス 業	協 同 組 合	—	—	1	—	1	—	2
	医 療 ・ 保 健 及 び 清 掃 業	1	1	—	2	4	1	9
	教 育	—	3	12	4	5	6	30
	上 記 以 外 の サ ー ビ ス 業	—	1	2	2	2	1	8
公 務		6	2	5	1	—	2	16
分 類 不 能		—	—	2	1	—	—	3
合 計		27	36	77	35	28	45	248

(平15.1~平20.12)

業種別		期間別		計
		15年 ～ 17年	18年 ～ 20年	
農・林・漁業		—	—	—
鉱業		—	—	—
建設業		—	—	—
製造業	食料品	1	—	1
	繊維・衣服	—	—	—
	木材・木製品 ・家具等	—	—	—
	印刷関連	—	—	—
	化学	—	—	—
	窯業・土石	—	—	—
	鉄鋼・非鉄金属 ・金属	—	—	—
	一般機械器具	—	—	—
	電気機械器具	—	—	—
	精密機械器具	2	—	2
上記以外の 製造業	—	4	4	
電気・ガス・ 熱供給・水道業		—	—	—
情報通信業		—	—	—
運輸業	道路旅客運送業	1	—	1
	道路貨物運送業	—	—	—
	上記以外の 運輸業	—	—	—
卸売・小売業		—	—	—
金融・保険業		—	—	—
不動産業		—	—	—
飲食店、宿泊業		—	—	—
医療、福祉		2	2	4
教育、学習支援業		4	3	7
複合サービス事業		—	—	—
サービス業		—	—	—
公務		1	3	4
分類不能		—	—	—
合計		11	12	23

(平21.1~令5.12)

業種別		期間別		計
		21年 ～ 27年	28年 ～ 5年	
農・林・漁業		—	—	—
鉱業、採石業、 砂利採取業		—	—	—
建設業		—	—	—
製造業	食料品	2	—	2
	繊維	—	—	—
	木材・木製品 ・家具等	—	—	—
	印刷関連	—	—	—
	化学	—	—	—
	窯業・土石	—	—	—
	鉄鋼・非鉄金属 ・金属	—	—	—
	はん用機械器具	—	—	—
	生産用機械器具	2	—	2
	業務用機械器具	—	—	—
上記以外の 製造業	—	—	—	
電気・ガス・ 熱供給・水道業		—	1	1
情報通信業		1	—	1
運輸業、 郵便業	道路旅客運送業	1	—	1
	道路貨物運送業	3	1	4
	上記以外の 運輸業	—	1	1
	郵便業	—	—	—
卸売業、小売業		3	—	3
金融業、保険業		—	—	—
不動産業、 物品賃貸業		—	—	—
学術研究、 専門・技術サービス業		—	—	—
宿泊業、 飲食サービス業		—	—	—
生活関連サービス業、 娯楽業		—	2	2
教育、学習支援業		6	4	10
医療、福祉		1	1	2
複合サービス事業		—	—	—
サービス業		1	—	1
公務		2	—	2
分類不能		—	—	—
合計		22	10	32

(注) 平成15年1月及び平成21年1月に業種分類が一部変更された。

第9表 資格審査取扱件数一覧表

(昭25.1～令5.12)

区 分		期間別								計
		25年 30年	31年 40年	41年 50年	51年 60年	61年 7年	8年 17年	18年 27年	28年 5年	
申 請 件 数		348	171	84	67	83	98	68	51	970
内 訳	不当労働行為 救済申立て	3	26	47	25	29	50	28	9	217
	法 人 登 記	29	21	24	27	24	14	11	14	164
	労働者委員 候補者推薦	289	121	13	15	30	34	29	26	557
	労働協約 拡張適用申立て	—	—	—	—	—	—	—	2	2
	あっせん調停	25								25
	労働者 供給事業	2	3	—	—	—	—	—	—	5

(注1) 「あっせん調停」については、昭和27年の労働組合法の一部改正により、資格審査は不要とされた。

(注2) 取扱いの変更のため、本表では昭和25年以降の件数を計上している。

茨城県労働委員会年報 令和5年版

令和6年2月発行

編集・発行 茨城県労働委員会事務局

水戸市笠原町978番6

電話 029(301)5563 FAX 029(301)5579

ホームページ <https://www.pref.ibaraki.jp/soshiki/roudoui/index.html>

メールアドレス roudoui@pref.ibaraki.lg.jp



(HP用QRコード)
